三重県土地家屋調査士会　第３回定例研修会

土地家屋調査士業務に必要な戸籍の読み方

（参考資料）

講師　愛知県土地家屋調査士会　元常任理事　花宮賢二

三重県土地家屋調査士会　第３回定例研修会

土地家屋調査士業務に必要な戸籍の読み方（参考資料）

講師　愛知県土地家屋調査士会　元常任理事　花宮賢二

目次

１　戸籍の種類と相続手続に必要な戸籍の見方 1
(1) なぜ被相続人の戸籍の遡りが必要なのか？ 1
(2) 戸籍の種類 3
(3) 戸籍の変遷 5
(4) 相続手続に必要な戸籍の見方 6
２　非嫡出子の相続分格差違憲決定（平成２５年９月４日最高裁大法廷）の登記実務への影響について 11
(1) 民法第９００条第４号の規定内容 11
(2) 本決定の意義の概要 12
(3) 登記実務への影響 12
３　戸籍等（仮想設例）を基にした演習 14
４　相続人が未成年、海外在留、判断能力の低下、行方不明の場合の対処法 24
(1) 相続人の中に未成年者等がいる場合 24
(2) 相続人の中に海外在住者がいる場合 24
(3) 相続人の中に認知症等による判断能力低下者がいる場合 25
(4) 相続人の中に行方不明者がいる場合 25
(5) 失踪宣告審判の申立て 26
資料　図 1～図 23－2 ..... 27～46
参考資料 ..... 47～55

１　戸籍の種類と相続手続に必要な戸籍の見方

(1) なぜ被相続人の戸籍の遡りが必要なのか？

相続人から、「被相続人の戸籍の提出は１８歳、あるいは結婚以降で構わないのでは？」「初婚だったので、我々以外に子供がいるはずがない」と言われることがある。もっと極端な例では、被相続人が亡くなり除籍の記載がされた現在戸籍だけを提示され、「被相続人の出生、婚姻、死亡まですべてこの戸籍に記載されているのでこの戸籍だけで十分のはず」などと言われることもある。

図１、図２-１及び図２-２の戸籍を見ると、被相続人は石川朋子である。夫の政夫は図１、図２-１及び図２-２の２通の戸籍を持参し、「妻は、図１の戸籍のとおり婚

姻前は独身であり、私とは初婚で、図２-１及び図２-２の戸籍のとおり長男の浩以外に子はなく、養子縁組もしていないので、相続人は私と浩の２人だけ。妻の出生からの戸籍はないが、相続人はこの２人だけに間違いないので、相続人全員による分筆の登記手続きをしてほしい」との依頼があった。

図２-１及び図２-２の戸籍は、朋子が結婚してから亡くなるまでの戸籍で、その間戸籍の編製替えがないため、政夫の言うように浩以外の子、あるいは養子がいないことが分かる。また、婚姻直前の図１の戸籍から、確かにこの戸籍だけを見れば朋子は独身である。

しかし、これは昭和４７年１月３１日（朋子２８歳）から同年２月２１日までの１カ月に満たない期間だけの戸籍であり、一概には言えないが、婚姻約１カ月前の転籍には何か特別の理由があると疑わざるを得ない。

一般的に婚姻する場合、その親の戸籍から新戸籍に入籍することが多いが、このケースでは朋子本人の戸籍から入籍している。朋子が分籍していたとも考えられるが、注意しなければならないのは、離婚し元の氏「春田」で新戸籍を編製したのではないか？ということである。また、離婚していても子供がいなければ相続人の心配はないが、前夫との間に子供がいれば、その子供も相続人となる。ただ、その子供は母親の戸籍に入籍しているとは限らない。前夫の戸籍に在籍していることもあれば、母親の戸籍に入籍後、養子に出ている場合もある。

以上のことから、この２通の戸籍だけでは相続人が政夫及び浩以外にいないと確定できない旨を説明し、出生からの戸籍を依頼して取り寄せてもらった２通のうちの１通が、図３の戸籍である。

図３の戸籍は、図１の戸籍の直前の戸籍である（なお、出生から図３までの戸籍は省略している）。この戸籍を見ると、朋子は婚姻してはいないものの、昭和４２年５月１５日に非嫡出子の満夫を出生していたことが判明する。当然、満夫は朋子の相続人で法定相続分は、朋子の相続財産の４分の１になる。

なお、平成２５年９月４日付の最高裁大法廷決定（重大な判例変更）に基づく平成２５年１２月５日の民法改正により、過去の一定期間における未確定相続事件についても遡って、非嫡出子と嫡出子の相続分は同じとする取り扱いとなった（当該最高裁決定の詳細については、後記２で解説）。このため、未分割であった本件母朋子の遺産については、非嫡出子満夫は、嫡出子である浩と同様、朋子の相続財産の４分の１の相続分を主張することができる。

このケースでは、相続人の政夫と浩は、朋子に他の子供がいたことをこの戸籍を見るまで知らなかった。それは、政夫との婚姻前に満夫を養子に出し、朋子自身も転籍

しており、婚姻直前の戸籍を一見しただけでは、「独身で子供などいるはずがない」としか思えなかったからである。もちろん、朋子は政夫と浩にも子供がいた事実は隠していた。

上記のとおり、戸籍は、相続人の特定や法定相続分の確定に不可欠な公的資料といえる。また、法務局に対する相続等を原因とする所有権移転等の登記手続、税務署に対する相続税の申告、家庭裁判所に対する相続放棄や遺産分割調停申立書等に戸籍等の添付は不可欠である。

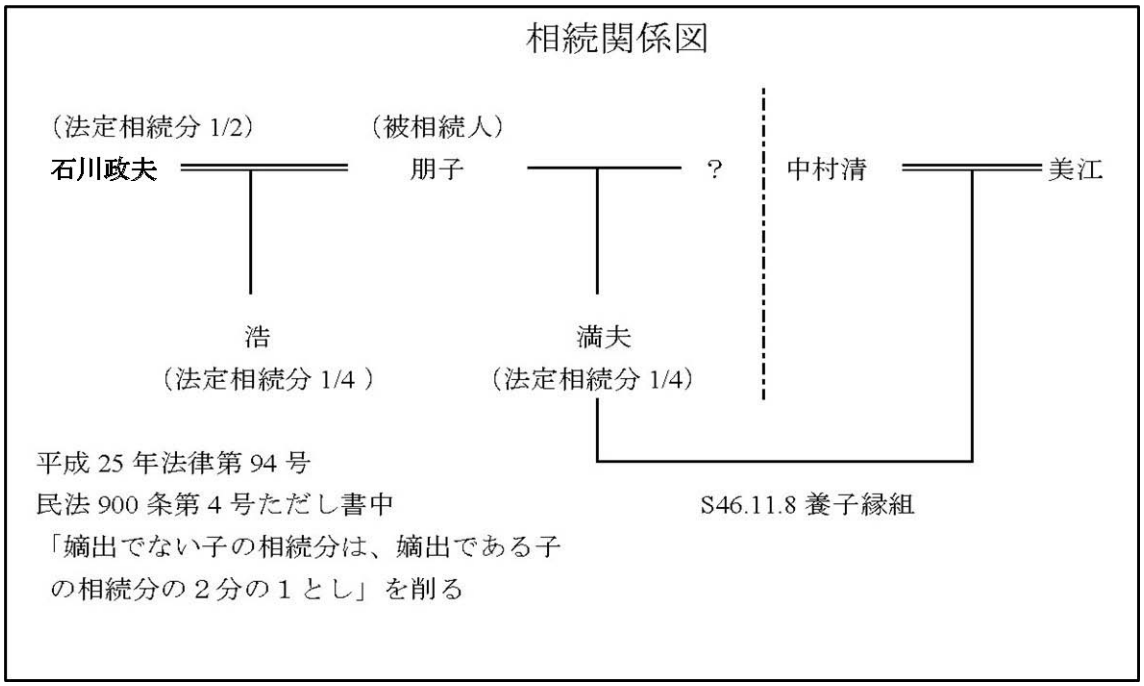

(2) 戸籍の種類

① 戸籍とは

・戸と呼ばれる家族集団単位で国民を登録する目的で作成される公文書。

・日本では、戸籍法に定められている。

・もともとは税負担と領民把握の施策。

・日本国民の身分を公にするもので、その出生、親子関係、養子関係、婚姻関係、離婚、死亡などの証明をするもの。

② 除籍とは

・記載されている構成員の１人が婚姻や死亡等で戸籍から除かれること。

・記載されている人全員が婚姻や死亡等により戸籍から除かれて誰もいなくなり、除籍簿に移された戸籍のこと。

③ 改製原（はら）戸籍とは

・戸籍の様式や書き方は、法令などの改正によって変更されることがある。

このような場合には、それまでの戸籍を新しい様式や書き方に合うように書き換えをすることになる。これを戸籍の「改製」といい、改製によって使われなくなった古い様式の戸籍のこと。

④　取得できない戸籍

・保存期間の終了した戸籍。

・戸籍そのものが災害や戦争などの原因で無くなってしまった場合、「消滅してなくなった」旨の証明書が発行される。

⑤　戸籍の保存期間

・戸籍簿　除かれるまで。

・除籍簿　除籍された翌年から８０年を１５０年に改正（平成２２年６月１日施行)。

・改製原戸籍　除籍又は改製された翌年から８０年を１５０年に改正（平成２２年６月１日施行)。

⑥　戸籍の取得方法

・戸籍証明等請求書による請求（図４参照)。

・戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書による請求（図５参照)。

⑦　誰の戸籍が取れるのか

・戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属、直系卑属（図６参照)。

・兄弟姉妹でも戸籍が別になっていると、原則として互いの戸籍は取得できない。

⑧　戸籍取得の手数料

・戸籍謄・抄本　　１通　４５０円

・除籍謄・抄本　　１通　７５０円

・改製原戸籍の謄・抄本　　１通　７５０円

⑨　戸籍用語

ア　戸籍謄本と抄本

・戸籍抄本とは、戸籍原本から必要とする人の部分だけ謄写（複写）したもの。コンピュータ化されている場合には個人事項証明ともいう。

・戸籍謄本とは、戸籍原本に記載されている人全部を謄写（複写）したもの。コンピュータ化されている場合には全部事項証明ともいう。

イ　戸籍の改製

・法律の改正やコンピュータ化により戸籍の様式を変えて作り直すこと。

戸籍の改製の際に、婚姻や死亡によりすでに除籍されている人は、改製後の戸籍には名前が記載されない。そのため、改製原戸籍は相続手続きなどで親子・兄弟

関係を証明したり、親戚関係を確認したりするために利用されている。

ウ　戸籍の再製

・戦争や自然災害により、戸籍が汚損や紛失してしまった場合の「作り直し」のこと。

エ　戸籍の附票

・住民基本台帳法に基づき市町村と特別区で作成される該当市区町村に本籍がある者の住所履歴に関する記録。住民票が住所の異動や世帯の構成、戸籍が出生・死亡・結婚などの身分事項を記録したものだが、この２つを繋ぐもの。

オ　転籍

・戸籍の所在地（本籍）を別の所在地に移転すること、一般的には住所地を本籍としている場合が多い。

(3) 戸籍の変遷

①　明治５年式戸籍

②　明治１９年式戸籍

③　明治３１年式戸籍

④　大正４年式戸籍

⑤　改製により作られた現行戸籍（昭和２３年１月１日～）

⑥　コンピュータ化された現行戸籍(平成６年１２月１日～)

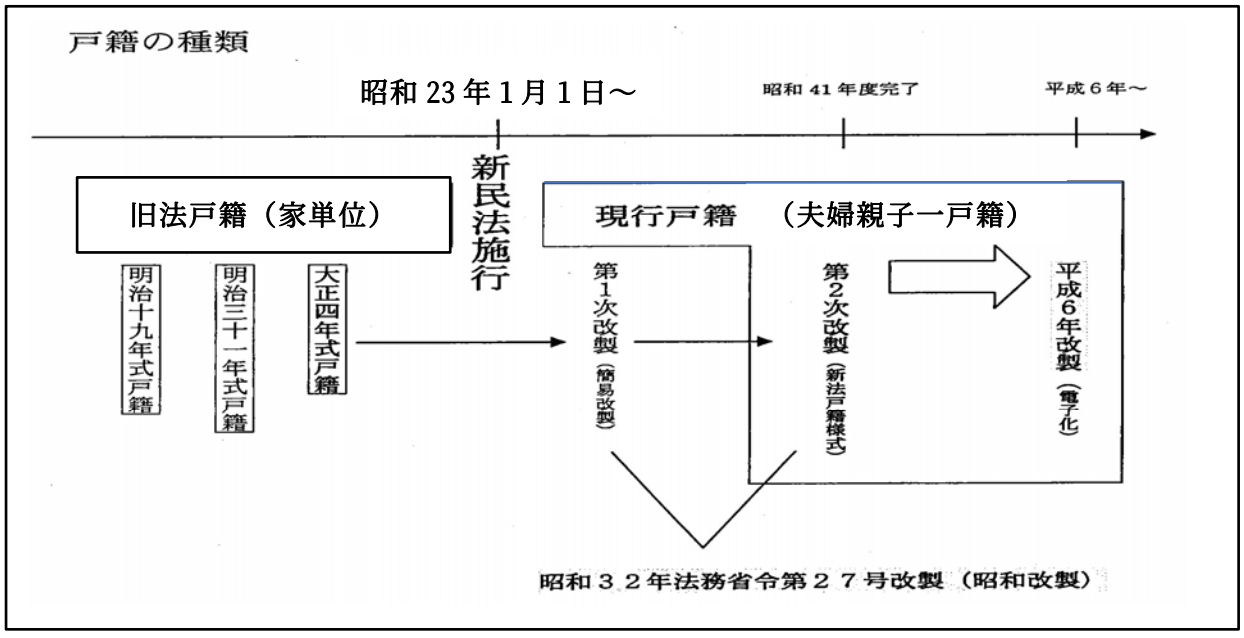

①　明治５年式戸籍

・（明治５年２月１日　～明治１９年１０月１５日までに作成されたもの）

干支が壬申だったことから通称「壬申（じんしん）戸籍」といわれる。この戸籍には、旧身分や職業、壇那寺、犯罪歴や病歴などのほか、家柄を示す族称欄が設けられ、江戸時代の被差別身分の人を「新平民」（新しく平民身分となったという意味）、アイヌの人々を「土人」などとする差別記載もあった。保存期間経過などを理由として、昭和４４年以降除籍謄本などは交付されない。

② 明治１９年式戸籍（図７参照）

・（明治１９年１０月１６日～明治３１年７月１５日までに作成されたもの）
家の単位に戸主を中心としてその直系・傍系の親族を一つの親族として記載。出生・死亡・結婚・離婚・養子縁組を主に記載。また、失踪者の帰還、家督相続の変更、族称（華族や士族等）の改称、勘当等も記載された。

③ 明治３１年式戸籍（図８参照）

・（明治３１年７月１６日～大正３年１２月３１日までに作成されたもの）
「戸主となりたる原因および年月日欄」が追加された。家督相続の年月日が記載される欄が確定されたので、見方さえわかれば戸籍の始まりがわかりやすくなった。ただし、家督相続の後に転籍されている場合は注意が必要。

④ 大正４年式戸籍（図９参照）

・（大正４年１月１日～昭和２２年１２月３１日までに作成されたもの）
「戸主となりたる原因および年月日欄」が廃止され、その内容が事項欄に書かれるようになった。

⑤ 改製により作られた現行戸籍（昭和２３年１月１日～）（図１０参照）

・旧民法から民法に変わり、家督相続制度（家の単位）から夫婦親子単位に変更された。ここの改正が一番大きく、３世代を一つの戸籍で作成できなくなった。
「戸主欄」「前戸主欄」がなくなり、代わりに「筆頭者氏名欄」ができた。

⑥ コンピュータ化された現行戸籍(平成６年１２月１日～)（図１１参照）

・それまでの紙戸籍を綴って戸籍簿として管理していたものを電算化（コンピュータ導入）して管理してよいことになった。戸籍の電算化が行われた市区町村では紙の戸籍簿の内容を電子化させ、縦書きから横書きに変更になった。

(4) 相続手続に必要な戸籍の見方

① 現行法（新法）戸籍（昭和２３年１月１日～）

ア 新戸籍の編製原因（出生は、原則として戸籍の編製原因ではない）

・日本人同士の婚姻の届出があったとき
例外：婚姻の際氏を改めない夫又は妻が筆頭者である場合を除く。
→婚姻により新戸籍を編製した夫婦が離婚し、その筆頭者（夫又は妻）が再婚し

た場合には、その戸籍に配偶者が記載されるため、新戸籍を編製しない。

・筆頭者又はその配偶者以外の者が、これと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったとき（三代戸籍の禁止）。

・離婚等により従前の氏に復する場合に、復籍すべき戸籍がすでに除籍になっているとき又は特に新戸籍編製の申出があったとき。

・筆頭者以外の者が離婚の際称していた氏を称する旨の届出があったとき。

・配偶者のある者が縁組・離縁などにより氏を改めたとき。

・他の市町村からの転籍があったとき。

・戸籍の改製。

・滅失又は滅失のおそれがある戸籍の再製。等

イ　除籍になる場合

・親と同籍の子が婚姻したとき。

・親と同籍の子が未婚の子や養子を有したとき（三代戸籍の禁止）。

・親と同籍の子が他の養子となったとき。

・成年者の自己の意思によって親の戸籍から分籍したとき。

・死亡。　等

ウ　戸籍の改製

・戸籍の改製とは、通常、戸籍の様式が法令に基づき改められた場合に、それまでに従前の規定による様式ものを新様式に改めるための戸籍の編製替えである。
改製前の戸籍－「改製原戸籍」という。略して「はら戸籍」という場合あり。
改製後の戸籍－「現在戸籍」、「現戸籍」、単に「戸籍」という。

・戸籍のコンピュータ化による改製（平成改製）
→平成６年度から全国各自治体で電子化が順次進められ、最後に残った東京都御蔵島村も令和２年９月に電子化を行い、国内全ての自治体で電子化が完了した。

改製原戸籍の記載

「平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製につき平成〇〇年〇〇月〇〇日消除」

改製後の戸籍の記載

「改製日」平成〇〇年〇〇月〇〇日

「改製事由」平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製

②　旧法戸籍（明治５年～昭和３２法務省令第２７号改製）の編製原因（出生は、原則として戸籍の編製原因ではない）

ア　明治５年式戸籍（非公開）

イ　明治１９年式戸籍（主な編成原因）

・家督相続、戸籍の改製、他管轄からの全戸の住所移転による入籍。等

ウ　明治３１年式戸籍・大正４年式戸籍（主な編成原因）

・家督相続、分家、廃家・絶家の再興、一家創立、他市町村からの転籍、戸籍の改製、戸籍の再製。　等

エ　大正４年式戸籍の改製（昭和改製）の詳細【重要】

・昭和２２年に民法が改正され家制度が廃止された。それに伴い戸籍法も改正され、昭和２３年１月１日から昭和２２年戸籍法（現行戸籍法）が施行された。この改正法の施行により、旧法の規定による戸籍は新法戸籍に改製する必要があるが、これは従来の改製のように、戸籍の様式を新法戸籍の様式に編製替えするだけでなく、家制度の廃止により戸主を中心とする家単位の戸籍から、夫婦および氏を同じくする子単位の戸籍に変更するという大改製作業が必要となる。

しかし、終戦直後の経済・社会の混乱の中で、大変な費用と労力を要する作業は困難なことから、その実施は新法施行の１０年後に延期された。すなわち、新法施行後１０年間は、旧法戸籍は新法の規定による戸籍とみなされることになった（戸籍法第１２８条第１項　現附則第３条第１項）。

そして、１０年を経過した昭和３３年４月１日より、「昭和３２年法務省令第２７号」に基づいて旧法戸籍の改製作業が始まった。その改製の特徴は、一つの旧法戸籍を一つないし複数に分割し、新法の戸籍編製基準である「一つの夫婦およびこれと氏を同じくする子」単位ごとの新様式戸籍に編製替えすることである。昭和３２年法務省令第２７号により新法戸籍とすべく、２度の改製がなされた。

(ｱ) 第１次改製（簡易改製）（昭和３６年３月末日完了）

・旧戸籍であるが、戸籍の順序と戸籍にある者が新法の編製基準に合致していることから（合致しない者は除籍をさせて合致させた）、**「昭和３２年法務省令第２７号により昭和〇〇年〇〇月〇〇日本戸籍改製」**と記載することによって、改製済みの効力を生じさせ、別段新たに新戸籍を作ることなく、実際の戸籍の編製替えを省略した。

(ｲ) 第２次改製（昭和４１年３月末日完了）

・簡易改製を実際に新法戸籍様式に編製替え

改製原戸籍の記載

「昭和３２年法務省令第２７号により昭和〇〇年〇〇月〇〇日あらたに戸籍

を編製したため本戸籍消除」

改製後の戸籍の記載

「昭和３２年法務省令第２７号により昭和〇〇年〇〇月〇〇日改製につき昭和〇〇年〇〇月〇〇日本戸籍編製」

(ｳ) 参考１　昭和３２年法務省令第２７号（一部を抜粋）

４条１項　旧法戸籍のうち、その筆頭に記載した者およびこの戸籍にあるその他の者の記載が戸籍法第６条および第１４条の規定に適合するものについては、その戸籍の筆頭に記載した者の事項欄に改製の事由を記載しなければならない。

４条２項　前項の戸籍については、同項の手続きをした後、その戸籍に記載した者およびその戸籍にある者について、新たに戸籍を編製することができる。この場合、戸籍施行規則第３７条ただし書および第３９条第１項の規定を準用する。

５条１項　旧法戸籍にある者で、次に掲げる者以外の者については、戸籍法第６条および第１４条の定めるところにより新戸籍を編製し、その戸籍事項欄に改製の事由を記載しなければならない。

1　戸籍の筆頭に記載した者（その戸籍にある者の子で、これと氏を同じくし、かつ、配偶者または氏を同じくする子を有しない者を除く）

2　戸籍の筆頭に記載した者の配偶者

3　戸籍の筆頭に記載した者またはその配偶者の子で、これと氏を同じくする者（配偶者または氏を同じくする子を有する者を除く）

５条３項　旧法戸籍にある者について、前項の規定により新戸籍を編製したときは、従前の戸籍の筆頭に記載した者の事項欄に改製の事由を記載しなければならない。この場合には、前条第２項の規定を準用する。

(ｴ) 参考２　戸籍法（一部を抜粋）

６条　　戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦およびこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者と婚姻をした者または配偶者がない者について新たに戸籍を編製するときは、その者およびこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

１４条　　氏名を記載するには、左の順序による。

1　夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻

2　配偶者

3　子

② 子の間では、出生の前後による。

③ 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

(ｵ) 簡易改製の具体例（その１）【重要】（図１２及び図１３参照）

・改製前の図１２の戸籍は、大正４年式の旧法戸籍である。前戸主の小川京太が死亡し、長男の京一が家督相続で戸主となり大正９年７月１日に編製された。昭和２年に平野ハナと婚姻、昭和５年には長男の銀一が生まれ、戸籍の在籍者は京一の母である銀を含め４人であったが、昭和２４年に銀は死亡した。

昭和３４年４月２日京都市下京区が、改製による新法戸籍への編製替えを実施する際、この戸籍の在籍者は京一夫婦と子の銀一となっており、新法の編製基準である「一つの夫婦および同じ氏を称する子」に合致するため、旧様式ではあるものの編製替えを省略し、「昭和３２年法務省令第２７号により昭和３４年４月２日本戸籍改製」と戸主京一の事項欄に改製事由を記載し（図１２❶）、改製済みの効力を生じさせた（第１次改製（簡易改製））。

しかし、効力は生じたものの戸籍の様式・用紙は旧様式・旧用紙だったため、昭和３６年６月１５日下京区は新法様式の戸籍に編製替えを行い（第２次改製）、この戸籍の戸主京一の事項欄末尾に（図１２❷）、「昭和３２年法務省令第２７号により昭和３６年６月１５日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除」と記載し、本戸籍欄外右上部に改製原戸籍と表示し戸籍を消除した。

昭和３６年６月１５日、京一夫婦と子の改製後戸籍は新法様式で新たに編製され、戸籍事項欄に、**「昭和３２年法務省令第２７号により昭和３４年４月２日改製につき昭和３６年６月１５日本戸籍編製」**（図１３❸）と記載された。

なお、戸籍の編製替えに際し、死亡・婚姻・養子縁組等により除籍された者は新戸籍に移記されないため、母の銀の欄は設けられない。

(ｶ) 簡易改製の具体例（その２）【重要】

・次の例は改製時に母の銀が生きていた場合である。妻のハナと長男の銀一の欄は、前例と同じであるため省略している。改製時に母の銀が戸籍に在籍している場合、銀は法務省令第２７号第５条第１項の在籍者（筆頭者夫婦およびこれと氏を同じくする子以外の在籍者）に該当するため、銀の事項欄に**「改製により新戸籍編製につき昭和３４年４月２日除籍」**（図１４-１❶）と記載し戸籍から除かれ、新たに母銀の新法様式の戸籍が従前の本籍に編製される。

母が除籍されたことにより、従前の戸籍は、長男夫婦と子という一つの家族単位だけが在籍する新法編製基準に合致した戸籍となったため、昭和３４年４月２日、編製替えすることなく戸主の事項欄に改製事由を記載し（図１４-１❷）、改製済みの効力を生じさせた（第１次改製（簡易改製））。

その後も前例同様、昭和３６年６月１５日新法様式の用紙に編製替えするために消除され（図１４-１❸）、改製原戸籍となった（前例と同じため記載は省略）。

一方、除籍された母は、長男家族より一足早く昭和３４年４月２日に新法様式の戸籍が編製された。それが改製後の戸籍（図１４-２）である。母の新戸籍の戸籍事項欄には、改製事由が記載され（図１４-２❹）、改製によって長男小川京一の戸籍から入籍したことが分かる。

簡易改製の手続きの流れは図１５に示すとおりであるが、その仕組みと戸籍の移り変わりを理解していないと、戸籍の始期と終期を間違えてしまう。

例えば被相続人が京一の場合、相続人から提出された図１２の戸籍を見て、昭和３４年の改製から始まり昭和３６年の消除で終わると思い、明治３４年の出生から昭和３４年の改製までの戸籍が不足していると、重大な誤認をしてしまうこととなる。

2　非嫡出子の相続分格差違憲決定（平成２５年９月４日最高裁大法廷）の登記実務への影響について

(1) 民法第９００条第４号の規定内容

本決定当時（平成２５年９月４日）の民法第９００条第４号は、「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の２分の１とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の２分の１とする」と定めていた。

しかし、最高裁判所の本決定を踏まえて、国会は、平成２５年１２月５日、本件規定、すなわち、同号の非嫡出子の相続格差規定を削除する旨の「民法の一部を改正する法律」（平成２５年法律第９４号）を成立させ、かつ、同法を本決定のあった日の翌日である平成２５年９月５日以後に開始した相続について適用するものとした（同法附則第２項）。

その改正法の法文は、「第９００条第４号ただし書中『、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の２分の１とし』を削る」というものであり、結局、この改正

法の施行の結果、民法第９００条第４号は、平成２５年９月５日以後は、「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の２分の１とする」という内容のもの、すなわち、嫡出子と非嫡出子との相続分の格差を否定し、その相続分を同一とするものとなった。

(2) 本決定の意義の概要

本決定の意義は、第１に、本件規定、すなわち、民法第９００条第４号ただし書前段による嫡出子と非嫡出子との相続分格差に係る規定が遅くとも平成１３年７月当時において違憲であるとした点にある。

第２に、本決定の違憲判断の先例としての事実上の拘束性が、理論的には、「Ａの相続の開始時から本決定までの間に開始された他の相続につき」及び得るものではあるが、法的安定性の確保の観点から、「本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により」、「確定的なものとなったといえる法律関係」には及ばないことを明示した点にある。

第３に、その安定性の確保の具体例として、可分債権または可分債務については、相続の開始により直ちに法律関係が確定的なものとなったとみることは相当ではなく、その後の関係者間での裁判の終局、明示または黙示の合意の成立等により上記規定をあらためて適用する必要がない状態となったといえる場合に初めて、法律関係が確定的なものとなったとみるのが相当であることを明示した点にある。

(3) 登記実務への影響

権利に関する登記実務については、次のように考えられる。

被相続人Ａが所有しその所有名義に係る土地について、嫡出子Ｂと非嫡出子Ｃがおり、法定相続分に基づき「相続」を原因とする所有権移転登記をする場合である。

この場合には、基準日を平成２５年１２月１１日法務省民二第７８１号民事局長通達に基づき平成１３年７月１日とすると、登記官は、

① 被相続人の死亡が平成１２年９月３０日（最終の合憲判決日）以前のときには、嫡出子Ｂが３分の２、非嫡出子Ｃが３分の１の所有権移転登記をすべきことになる。

② 被相続人の死亡が平成１２年１０月１日から平成１３年６月３０日までの間であるときには、最高裁判所の判決・決定による先例としての事実上の拘束性のない期間であるから、嫡出子Ｂが３分の２、非嫡出子Ｃが３分の１の所有権移転登記をすべきことになる。

③ 被相続人の死亡が平成１３年７月１日から平成２５年９月４日までの間であるときには、本決定による先例としての事実上の拘束性があるから、嫡出子Ｂが２分の

１、非嫡出子Ｃが２分の１の所有権移転登記をすべきことになる。

④　被相続人の死亡が平成２５年９月５日以後であるときには、改正法の適用によって、嫡出子Ｂが２分の１、非嫡出子Ｃが２分の１の所有権移転登記をすべきことになる。

上記③および④のケースについては、前記通達がその公的な見解を示しているところである。

上記②のケースであって、非嫡出子Ｃが「Ｂ及びＣの持分を各２分の１とする」旨の登記申請をしたにもかかわらず、登記官からこれを却下された場合には、行政訴訟となり、その訴訟の判決中において、被相続人の具体的な死亡年月日、すなわち、具体的な相続開始時に応じて、その却下処分の正当性に関する判決がされ、もって、上記②のケースの期間のいずれの時期に本件規定が違憲無効となったものかについての最高裁判所の判断が示され得ることになる。

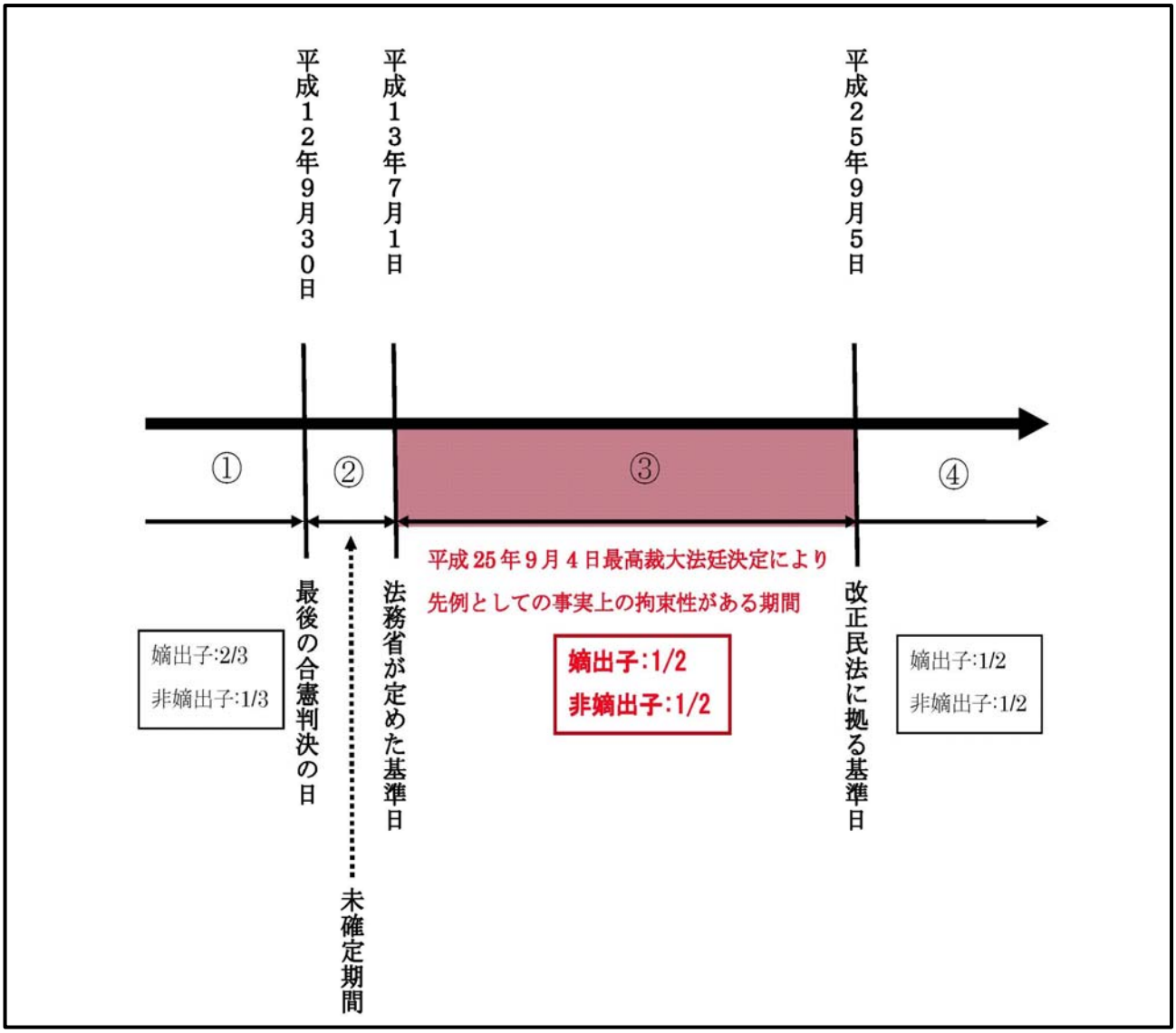

３　戸籍等（仮想設例）を基にした演習

被相続人Ａは、遺言書を遺していない。相続人全員で遺産分割協議をすることとなった。①相続人は誰か、②各相続人の法定相続分はどれだけか、③遺産分割協議書に署名・捺印するのは誰か？

確認事項１．被相続人Ａに日本の民法が適用できるか？（ポイント１）

確認事項２．被相続人Ａの死亡は現行の民法施行後であるか？（ポイント２）

確認事項３．相続人の死亡等（欠格事由、排除を含む）が、被相続人Ａの死亡以前であれば代襲相続となる。（ポイント３）

確認事項４．相続人が相続放棄した場合は、初めから相続人でなかったものとして取扱われる。この場合、代襲相続とはならない。（ポイント４）

確認事項５．相続人が、被相続人Ａ相続開始後死亡した場合は、その相続人も数次相続として被相続人Ａの相続人となる。（ポイント５）

検討事項１．普通養子縁組をした者の、実方又は養方における相続権及び相続分を理解しているか？

検討事項２．当事者間での遺産分割が不調に終わった場合、その後の法的制度を理解しているか？

検討事項３．贈与税又は相続税の制度を理解しているか？

検討事項４．土地家屋調査士としての職能を超えた相談を受けた場合、信頼して引き継ぐことができる他士業専門家を知っているか？

被相続人Ａ相続関係説明図

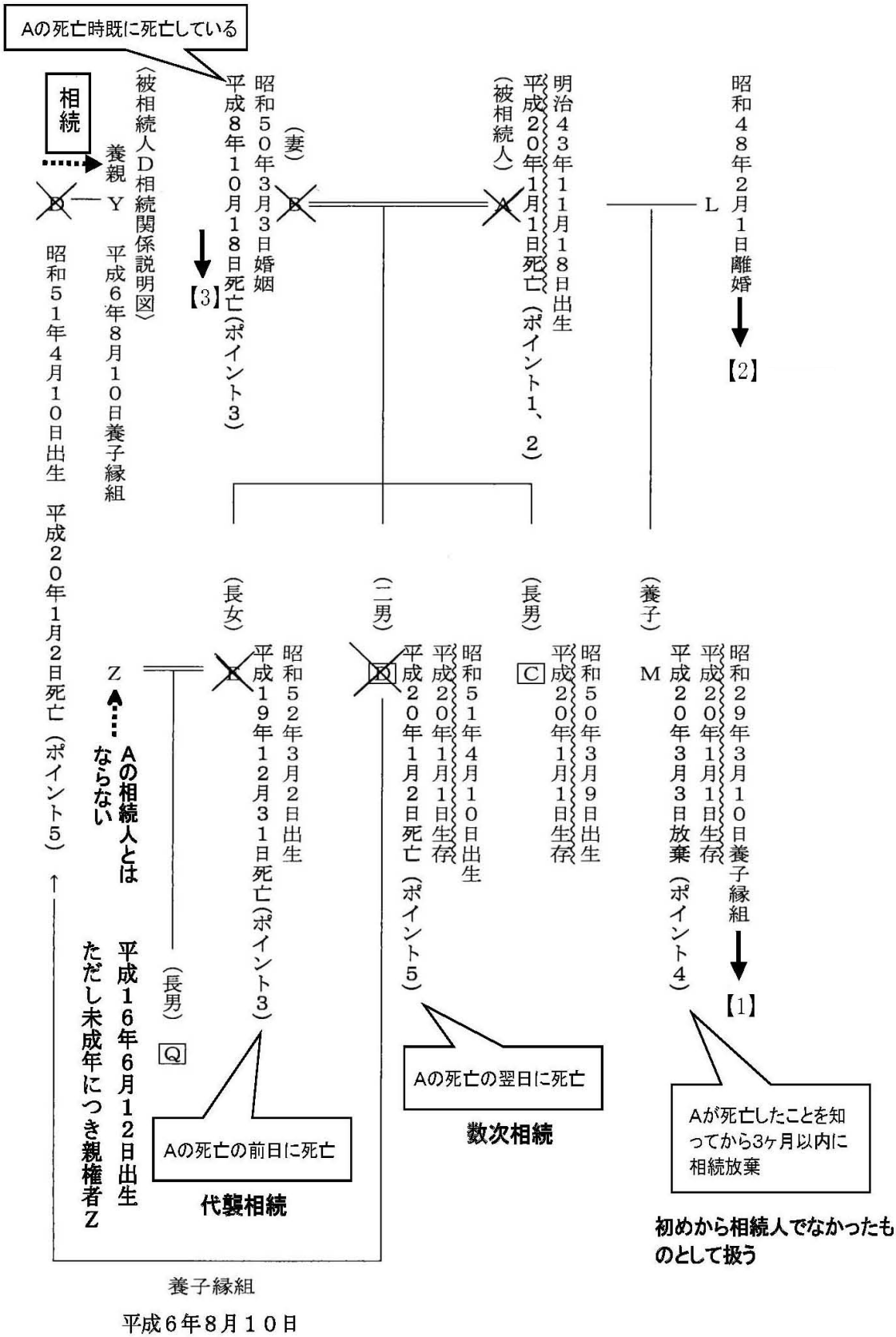

【令和３年５月１０日付　被相続人Ａ　遺産分割協議書の押印者】

相続人Ｃ　相続人Ｄの相続人Ｙ　相続人Ｑの親権者Ｚ

平成１５年１１月１１日　～　令和３年４月１４日現在（現在戸籍）

↑

平成２０年1月１日A死亡

本　籍 氏　名	東京都品川区南品川△番地 A
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成１５年１１月１１日 ➡ ❶ 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者 除　籍 身分事項 出生 婚姻 死亡	【名】A 【生年月日】明治４３年１１月１８日 【父】甲 【母】乙 【出生日】明治４３年１１月１８日 【出生地】長野県伊那郡 【届出日】明治４３年１１月１９日 【届出人】甲 【婚姻日】昭和５０年３月３日 【配偶者氏名】B 【従前戸籍】東京都品川区南品川△番地　甲 【死亡日】平成２０年１月１日 【死亡地】東京都品川区 【届出日】平成２０年１月４日 【届出人】親族　C
戸籍に記載されている者 身分事項 出生	【名】C 【生年月日】昭和５０年３月９日 【父】A 【母】B 【続柄】長男 【出生日】昭和５０年３月９日 【出生地】東京都品川区 【届出日】昭和５０年３月９日 【届出人】父

改製時に除籍済の者は
記載されない
・妻B（H8.10.18死亡）
・養子M（S47.5.10婚姻）
・二男D（H6.8.10養子縁組
・長女E（H12.3.2婚姻）

相続開始

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和３年４月１４日　品川区長

昭和５９年２月４日～平成１５年１１月１１日（平成改製原戸籍）

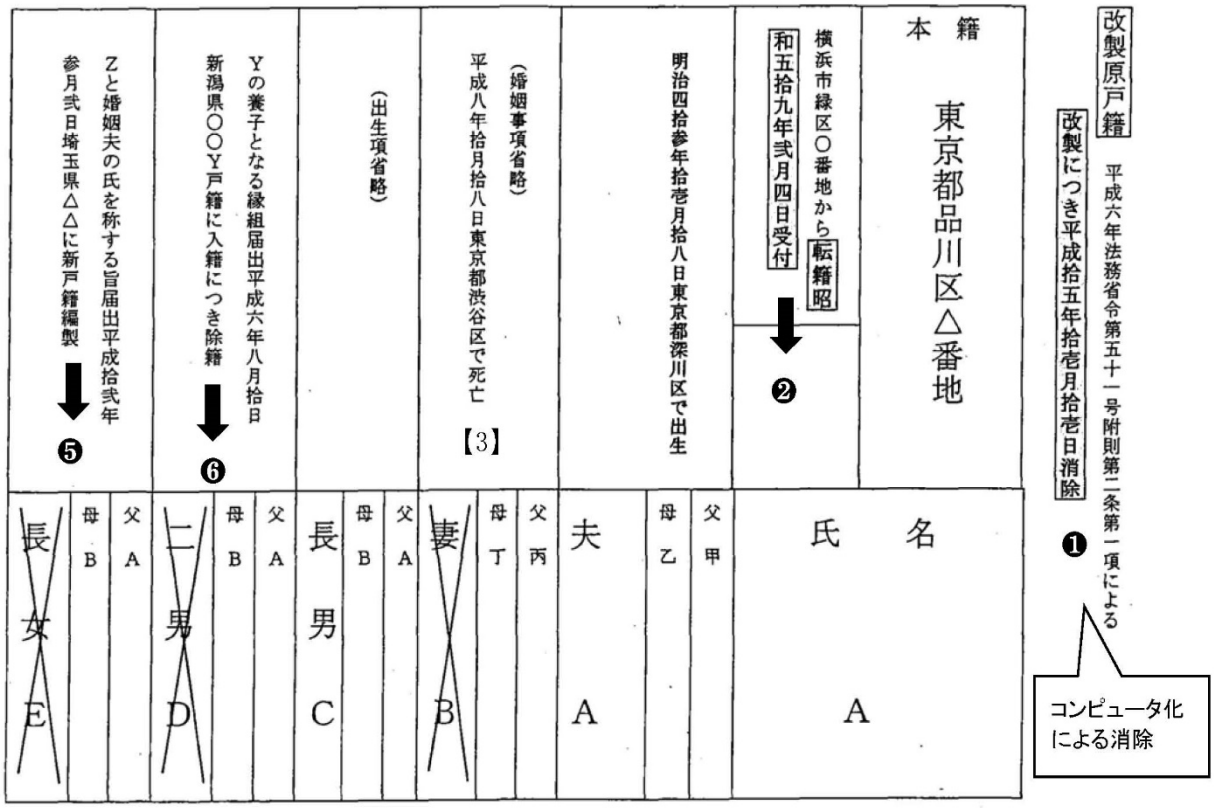

昭和３５年２月８日～昭和５９年２月４日（昭和改製後の戸籍）

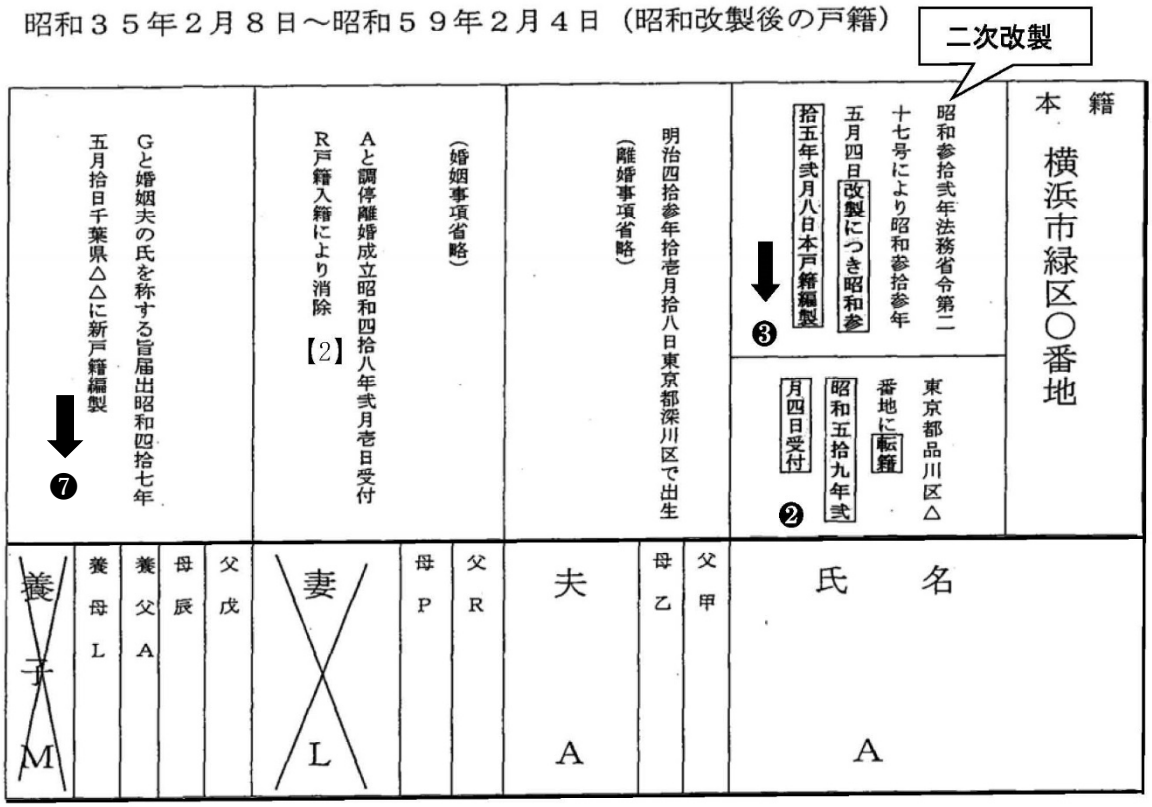

昭和１９年5月5日～昭和３５年2月８日（昭和改製原戸籍・大正４年式戸籍）

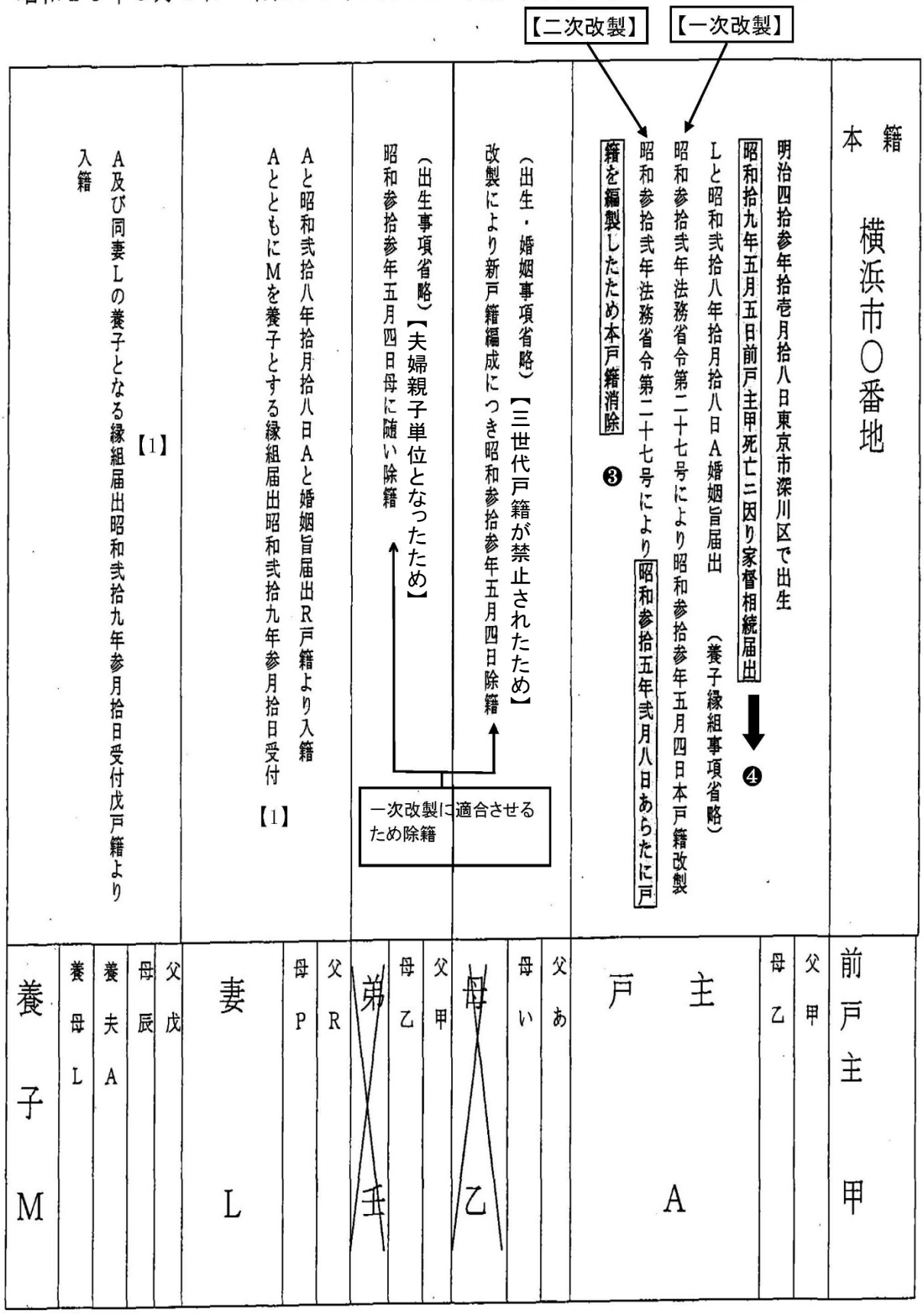

分家届出により本戸籍編製

家督相続届出により本戸籍抹消

明治４１年４月１７日　～　昭和１９年５月５日（明治３１年式戸籍）

↑

明治４３年１１月１８日A出生

本籍	横浜市○番地													
	明治弐拾年壱月八日東京市深川区で出生 昭和拾九年五月五日甲死亡 昭和拾九年五月五日Aノ家督相続届出アリタルニ因リ本戸籍ヲ抹消ス ❹													
	（すべて省略）													
	明治四拾参年拾壱月拾八日東京市深川区で出生													
	（出生事省略）													
前戸主	前戸主トノ続柄	父	母	戸主	戸主トナリタル原因及ビ年月日	父	母	妻	父	母	長男	父	母	弐男
α	弟	β	γ	甲	明治四拾壱年四月拾七日分家届出同日受付	あ	い	乙	甲	乙	A	甲	乙	壬

本籍 氏名	埼玉県△△ Z （長女夫）　←Aの相続人にならない
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成８年１２月１１日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製 コンピュータ化
戸籍に記載されている者 身分事項 婚姻	【名】Z 【生年月日】昭和３２年２月１４日 【婚姻日】平成１２年３月２日 【配偶者氏名】E 【送付を受けた日】平成１２年３月９日
戸籍に記載されている者 除　籍 身分事項 婚姻 死亡	【名】E （長女） 【生年月日】昭和５２年３月２日 【父】A 【母】B 【婚姻日】平成１２年３月２日 ❺ 【配偶者氏名】z 【従前戸籍】東京都品川区△番地　A 【死亡日】平成１９年１２月３１日 Aの死亡(H20.1.1)の前日に死亡している ↓代襲相続 Q（Eの長男）
戸籍に記載されている者	【名】Q 【生年月日】平成１６年６月１２日　←未成年者 【父】Z 「遺産分割協議日（R3.5.10 現在） 【母】E 【続柄】長男

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和３年４月１４日　埼玉県△△市長

本籍 氏名	新潟県〇〇 Y
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成６年７月７日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者 身分事項 出生 養子縁組	【名】Y 【生年月日】昭和３０年１２月１２日 【出生日】昭和３０年１２月１２日 【出生地】東京都品川区 【縁組日】平成６年８月１０日 【養子の氏名】D
戸籍に記載されている者 除　籍 身分事項 養子縁組 死亡	【名】D 【生年月日】昭和５１年４月１０日 【父】A 【母】B 【続柄】二男 【養父】Y 【縁組日】平成６年８月１０日 【養父の氏名】Y 【死亡日】平成２０年１月２日

コンピュータ化

Aの死亡(H20.1.1)の１日後に死亡している

↓ 数次相続

Y（Dの養父）

❻

（注）Dには配偶者や子供がいないため、相続人は直系尊属にあたる「養父」となる

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和３年４月１４日　新潟県〇〇市長

本籍 氏名	千葉県△△ M コンピュータ化
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成１５年１１月１１日 【改製事由】平成６年法務省令第５１号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者	【名】M 【生年月日】昭和１０年１０月１０日 【父】戊 【母】辰 【続柄】長男 【養父】A 【養母】L 「死亡事項」の記載はないので、Aの死亡(H20.1.1)時点以降生存している
身分事項 出生	【出生日】昭和１０年１０月１０日 【出生地】愛知県
婚姻	【婚姻日】昭和４７年５月１０日 ❼ 【配偶者氏名】G
戸籍に記載されている者	【名】G
身分事項 婚姻	【婚姻日】昭和４７年５月１０日 【配偶者氏名】M
戸籍に記載されている者	【名】K 【生年月日】昭和４８年６月１１日 【父】M 【母】G 【続柄】長男

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和３年４月１４日　千葉県△△市長

相続放棄申述受理証明書

事件番号　　平成20年(家)第　8号

申述人

本　　籍

氏　　名　M

被相続人

本　　籍

最後の住所　同上

氏　　名　A　(平成20年1月1日死亡)

上記相続放棄の申述は平成20年3月3日に受理されたことを証明する。

死亡後3ヶ月以内に受理

令和３年３月３日

家庭裁判所　　支部

裁判所書記官

4　相続人が未成年、海外在留、判断能力の低下、行方不明の場合の対処法

(1) 相続人の中に未成年者等がいる場合

①　特別代理人選任の申立て

ア　親権者と子との利益相反行為（民法第８２６条）（図１６-１・１６-２を参照）

・相続において、相続人のうちに未成年者がいる場合には、親権者である父または母とその子との間の利益相反となる場合がある。このような場合、親権者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。利益相反行為とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年者の子が行う遺産分割協議など､未成年者とその法定代理人の間で利害関係が対立する行為のこと。

イ　後見人と被後見人との利益相反行為（民法第８６０条）

・成人である被後見人と後見人が、同じ被相続人の相続において、利害関係が対立する場合も未成年者の場合と同様。ただし、後見監督人が選任されている場合には、特別代理人の選任は不要。

(2) 相続人の中に海外在住者がいる場合

①　海外在住者を含めた遺産分割協議が必要な場合

ア　サイン証明書

・外国では印鑑の代わりにサインをする為､サインが本人自身によるものかを証明する書類として、サイン証明書が必要になる。

不動産登記申請の委任状、銀行口座解約請求書、遺産分割協議書など、印鑑証明書の添付が必要な書類の場合にサイン証明書をもって印鑑証明書の代わりとする。

(ｱ) 申請手続き（図１７を参照）

・現地の日本領事館に行き、係官の目の前で関係書類に署名及び拇印を押し、交付のサイン証明書と関係書類とは綴り合せて割印をもらう。

・サイン証明を受けるには、有効なパスポート、現地に住所を置くことを証明する書面（現地の官憲によるもの：在留証明書)、証明を受けたい書面（遺産分割協議書）を領事館に持参のうえ、領事の面前において証明を受けたい人が遺産分割協議書に署名と拇印を押す｡(日本在住の相続人は､先に署名捺印してもかまわない)。

・署名は普段日本で行っているのと同じでかまわない。領事は、提出されたパスポート等を確認、その場で署名拇印されたのを確認したうえで、その書面の末尾に「本人の署名に相違ない」旨の証明文を付し、証明印を押す。これでサイン証明発行手続は完了となる。

なお、例外的に海外に在留する日本人に印鑑登録を認め、その印鑑について、印鑑証明書を発行する在外日本国領事館や大使館がある（図１８を参照)。

以下に列記する。

・在香港日本国総領事館

・在中国日本国大使館

・在大韓民国日本国大使館

・在タイ日本国大使館

・在フランス日本国大使館

・在オランダ日本国大使館

（その他の総領事館、大使館がある可能性がある）

イ　在留証明書

・日本国籍で外国に居住している人を在外邦人というが、日本の戸籍の附票又は住民票には、居住する外国の住所は記載されない。そこで、住所を証明する書類として、在留証明書が必要となる。

(ｱ) 申請手続き（図１９を参照）

・現地の日本領事館に旅券・運転免許証・光熱費の請求書(現住所に何年何月から居住していることを立証できる書類)などを提示して申請する。また、不動産登記では在留証明書に本籍地の記載がいるので、事前に日本から戸籍謄本を取り寄せて添付し、在留証明書を取得することとなる。

(3) 相続人の中に認知症等による判断能力低下者がいる場合

①　法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）選任の申立て（図２０-１・２０-２を参照）

・相続人中に認知症等により判断能力が低下している者がいる場合、その者では遺産分割協議ができないため、法定後見人を選任し、その成年後見人等が法定代理人として「遺産分割協議」に参加することとなる。この場合、法定代理人たる成年後見人等は、遺産分割協議において被後見人の法定相続分を確保することがその職責であるため、他の相続人の意向と合わず、紛糾する懸念がある。

(4) 相続人の中に行方不明者がいる場合

①　不在者財産管理人選任の申立て（図２１-１～２１-３を参照）

・従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができる。

② 不在者の財産管理人の権限外行為許可の申立て（図２２-１～２２-３を参照）

・不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができる。

(5) 失踪宣告審判の申立て

・不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が７年間明らかでないとき（普通失踪)、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が１年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、利害関係人等の申立てにより、失踪宣告をすることができる（図２３-１・２３-２を参照)。

なお、失踪宣告は、生死不明の者に対して、死亡したものとみなす重大な法律効果を生じさせる制度であるため、家庭裁判所における審査は、利害関係人等に対して、不在者の確定的な死亡が推認できる資料の提出を求める等、実務上厳格な運用がなされている。

【引用文献】

菱田泰典「相続人確定のための戸籍の見方・揃え方」近代セールス社

・111 頁を一部修正して引用
・115 頁～122 頁を一部修正して引用
・126 頁及び 127 頁を引用
・230 頁～235 頁を一部修正して引用

伊波喜一郎・山﨑学・佐野忠之「わかりやすい戸籍の見方・読み方・とり方」日本法令

・19 頁、38 頁、45 頁、54 頁、69 頁、82 頁及び 83 頁を引用

東洋大学法科大学院教授・弁護士　橋本昇二「市民と法　No.85」民事法研究会「非嫡出子の相続分格差違憲決定と実務の影響－最高裁平成 25 年 9 月 4 日大法廷決定後の実務の取扱いをめぐって－」

・13 頁～15 頁を一部修正して引用
・19 頁及び 20 頁を一部修正して引用

S47.1.31 転籍により編製～S47.2.21 婚姻により除籍

図1

除籍

本籍 京都府綴喜郡八幡町大字八幡小字木津七番地

名氏 春田朋子

昭和四拾七年壱月参拾壱日京都市西京区嵐山渡月町一番地から転籍届出㊞ ❶

全員除籍により昭和四拾七年弐月弐拾四日消除㊞

昭和拾八年六月参日京都市西京区で出生同月八日父届出入籍㊞

昭和四拾七年弐月弐拾壱日石川政夫と婚姻届出同月弐拾四日広島県廿日市市長から送付同市三本松弐百参拾四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞ ❷

	父	母	長女
出生	春田速雄	みよ子	
昭和拾八年六月参日	朋子		

S47.2.21 婚姻により入籍～H18.8.9 死亡により除籍

図2-1

本籍 広島県廿日市市三本松弐百参拾四番地

名氏 石川政夫

婚姻の届出により昭和四拾七年弐月弐拾壱日編製㊞ ❷

（出生事項省略）

昭和四拾七年弐月弐拾壱日春田朋子と婚姻届出廿日市市三本松弐百参拾四番地石川多喜二戸籍から入籍㊞

平成拾八年八月九日妻死亡㊞

昭和拾八年六月参日京都市西京区で出生同月八日父届出入籍㊞

昭和四拾七年弐月弐拾壱日石川政夫と婚姻届出京都府綴喜郡八幡町大字八幡小字木津七番地春田朋子戸籍から入籍㊞

平成拾八年八月九日午前五時参拾分京都市西京区で死亡同月拾壱日親族石川政夫届出除籍㊞

	父	母	四男
出生	石川多喜二	菊代	
昭和拾九年六月六日	政夫		

	父	母	長女
出生	春田速雄	みよ子	
昭和拾八年六月参日	朋子		

S42.6.6 子供（満夫）の出生により編製～S47.1.31 転籍により消除

図2-2



図3

除籍

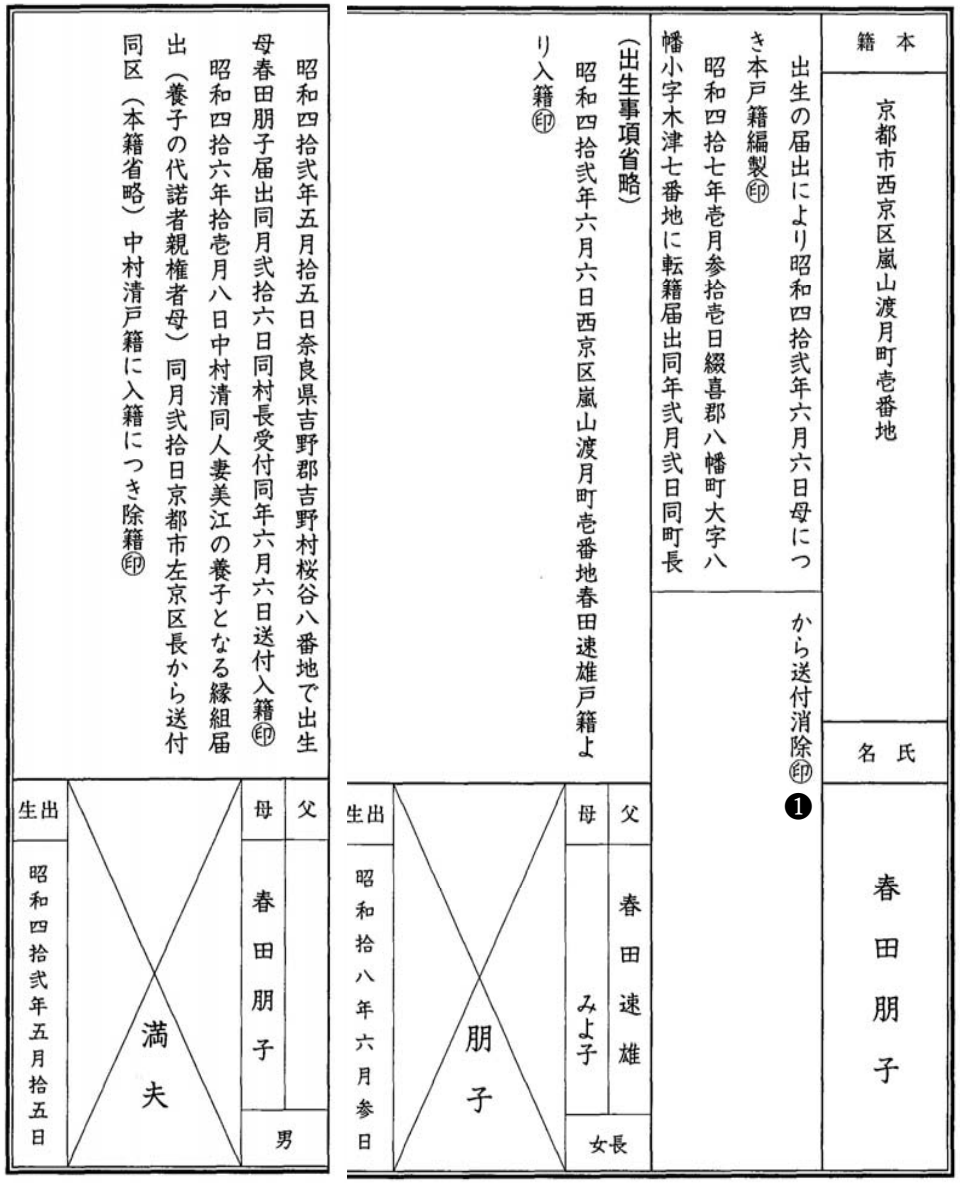

【S46・11・8満夫が養子縁組後3ヶ月に満たないS47・1・31に転籍】

戸籍証明等をご請求される方へ（注意事項）

1　請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
　権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認が必要な理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
　戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合
　戸籍の記載事項の利用目的、方法とその理由を記載してください。

2　資料の提供について

　請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3　個人事項証明（抄本）、身分証明書について

　戸籍に記載されている人全員ではなく、一部の人についてのみ証明が必要な場合には、その人の個人事項証明（抄本）をご利用ください。
　個人事項証明や身分証明書が必要な方は、その戸籍の中のどなたの証明が必要なのか、名前をお書きください。

4　本人確認資料について

　窓口に来た人について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

5　権限確認書類について

　窓口に来た人が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類（委任状など）が必要です。

6　罰　則

　偽りその他不正な手段によって、戸籍の証明等の交付を受けた者は、刑罰（３０万円以下の罰金）が科されます。

※　ご不明な点がありましたら、窓口でおたずねください。

戸　籍　証　明　等　請　求　書　記載例

図4

(請求先)横浜市　中　区長　　令和　〇〇年　△月　××日

■どちらの戸籍の証明が必要ですか　　※　注意事項をお読みください。

本　籍	中　区　港町1丁目1番地			
筆頭者氏名（戸籍のはじめに書かれている人）	戸籍　太郎			明・大・昭・平 〇〇年△月×日生
戸　籍	全部事項証明（謄本）	450円	通	どなたの証明が必要ですか名前を書いてください。
	個人事項証明（抄本）	450円	1通	
除　籍	全部事項証明（謄本）	750円	通	
	個人事項証明（抄本）	750円	通	花　子　明・大・昭・平　〇〇年　△月　×日
改製原戸籍	謄　本	750円	通	
	抄　本	750円	通	
届書記載事項証明（　）		350円	通	
受理証明（　）		350円 1,400円	通	
身分証明書		300円	通	
その他（　）			通	

窓口に来た人 ☑請求者本人 ☐代理人・使者	住所	横浜市中区港町1丁目1番地 〇△マンション1011号　電話（〇〇〇）△△△△
	フリガナ	コセキ　ハナコ　明・大・昭・平
	氏名	戸籍　花子　〇〇年　△月　×日生
★ あなたが代理人、使者の場合、委任状等の権限確認書類が必要となります。		
請求者本人は	☑ この戸籍に名前のある人	
	☐ この戸籍に名前のある人の夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母	
	☐ その他の人（請求理由を詳細に記載してください）	
請求の理由	☐権利行使又は義務履行のため　☐国又は地方公共団体の機関に提出 ☐その他 【ここに請求理由を詳細に記載してください】	

権限確認書類	☐委任状　☐戸籍謄本　☐登記事項証明書　☐資格証明書　☐社員証　☐身分証明書 ☐その他（　）
本人確認	①☐運転免許証　☐パスポート　☐住基カード(写真入)　☐外国人登録証　☐その他（　）
	②☐健康保険証　☐年金手帳　☐住基カード(写真なし)　☐介護保険証　☐その他（　）
	③☐学生証　☐法人発行身分証明書　☐その他（　）
	聴聞（　）

戸籍法

第１０条の２［戸籍記載者以外の者の請求］

①前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合　権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合　戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三　前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合　戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

②省略

・不動産の表示に関する登記の審査請求の代理
・筆界特定手続の代理
・境界ＡＤＲの代理

・不動産の表示に関する登記について必要な土地・家屋の調査又は測量

③第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（特許業務法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。

図５

例１

○○－５Ａ－○○○○○○

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

○○市　　長殿　　令和　年　月　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍　謄本・抄本　各１通 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧
(1) 本籍・住所	東京都文京区音羽２丁目３０番地
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲・生年月日	(フリガナ) 氏名　乙　次郎　範囲 生年月日　明治・大正・昭和・平成　年　月　日
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類：土地調査測量（又は、土地地積更正登記、土地分筆登記） 依頼者の氏名又は名称：　甲　太郎 依頼者について該当する事由　戸籍法第10条の2第1項：□1号　□2号　□3号 住基法第12条の3第1項：□1号　□2号　☑3号 上記に該当する具体的事由 甲から、甲所有の土地１番地の境界確定測量等を依頼され、法務局で隣地所有者を調査し、境界立会いをお願いしたところ、隣接土地所有者の一人である乙次郎と連絡がとれず郵便物もあて名不在で、返送された経緯にあり、境界の確定のための境界の立会いを求めるべく同人の住所地を承知したい。
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	東京土地家屋調査士会所属 東京都千代田区三崎町１丁目２番地 日本土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士　日本 三郎　職印 電話番号　（03）3292 － 0050 登録番号 第 1295 号　民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 0103 号
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印

［本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局　電話(○○○)○○○－○○○］

(注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
(3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
(4) 欄… 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう。
(5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/
〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕

この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

④第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

三　土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続きの代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

一、二、四～六省略

⑤、⑥省略

ワンポイント

「直系尊属」「直系卑属」って何？

「配偶者」はご存知のとおり結婚相手のことですが、「直系尊属」「直系卑属」とは何でしょうか。

「尊属」とは、親等上、父母と同列以上の血族のことをいいます。「卑属」とは、親等上、子と同列以下にある血族をいいます。

また、「直系」とは親子関係で続いている系統をいいます。

つまり、「私」を基準として、「私」の「直系尊属」「直系卑属」を図で表すと次のようになるわけです。

図6

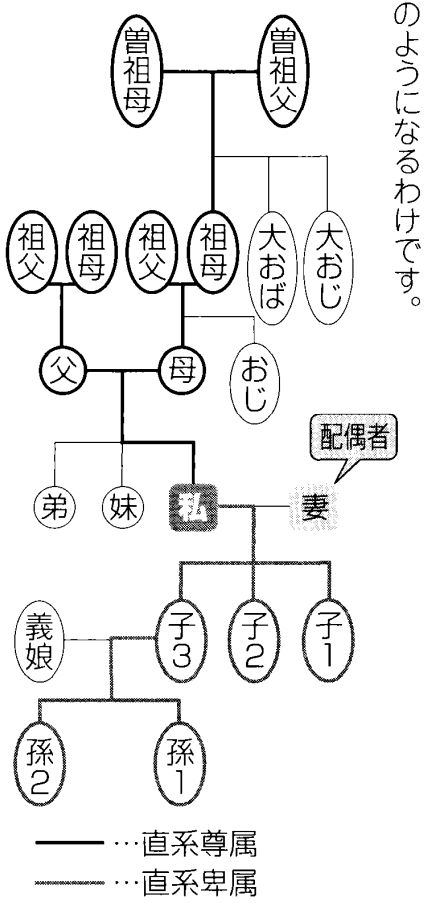

「直系尊属」「直系卑属」に限りはなく、どこまでもさかのぼって、また下っていけます。

ちなみに、「傍系」とは「直系」に対して、血はつながっているが親子関係で結ばれていない、つまり直上・直下の関係ではない関係をいいます。たとえば兄弟、姉妹、いとこのようにです。

明治 19 年式戸籍

図 7

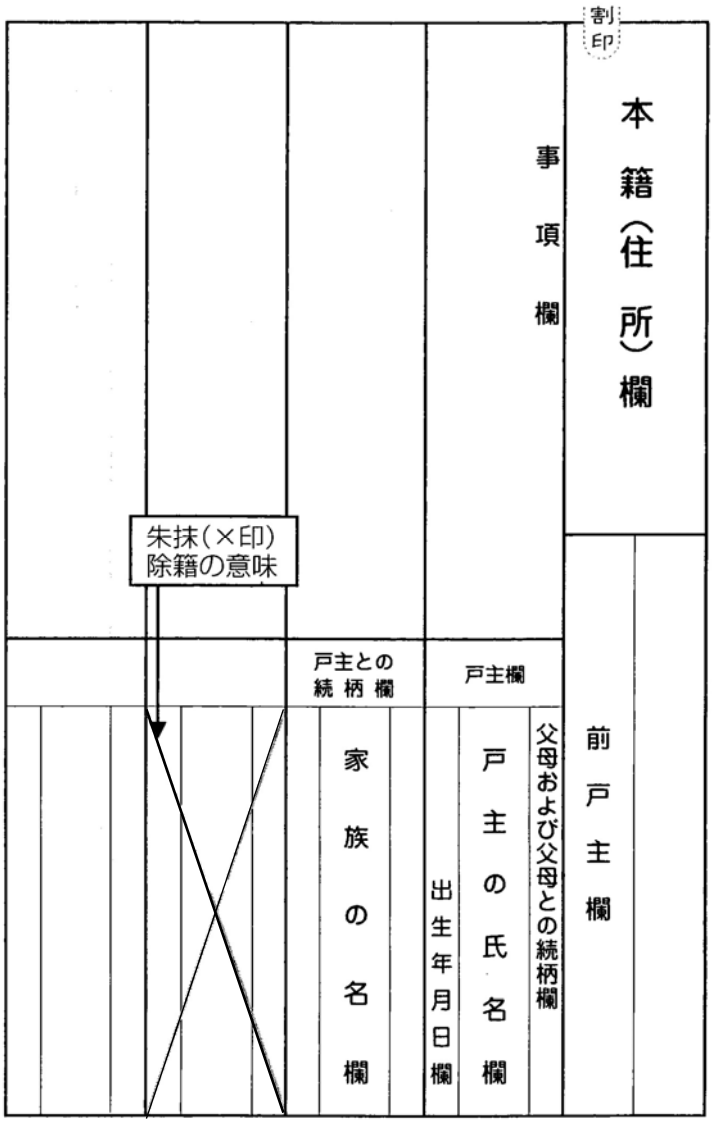

明治 31 年式戸籍

図 8

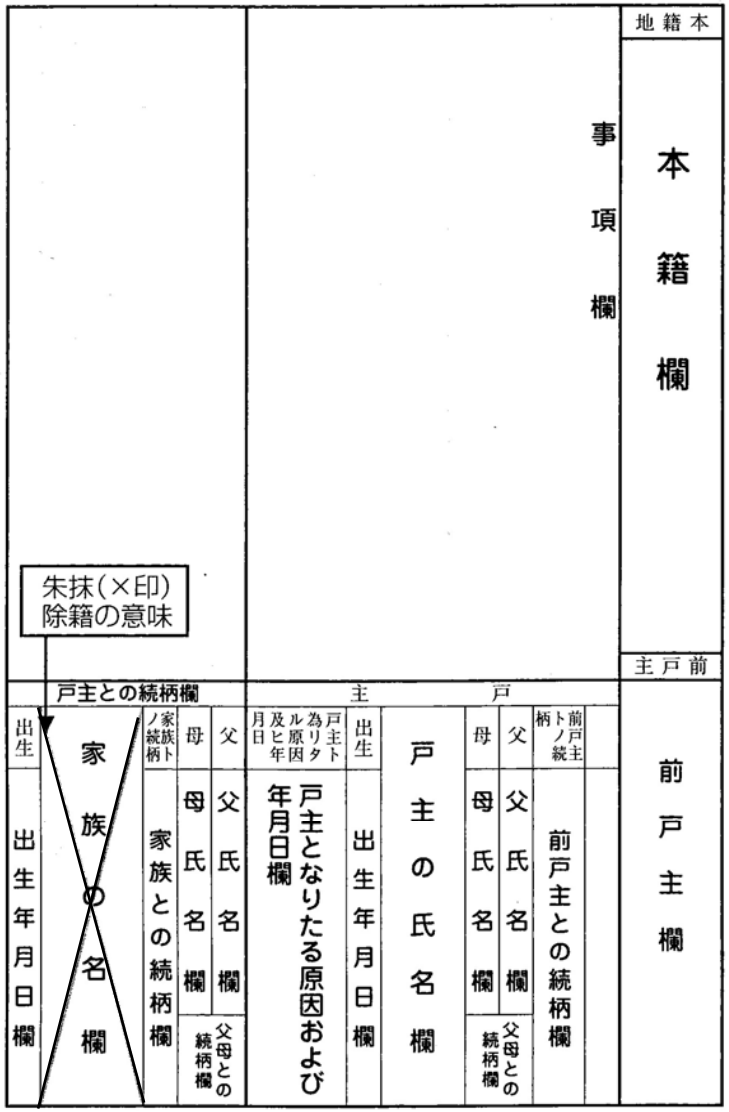

図９

大正４年式戸籍

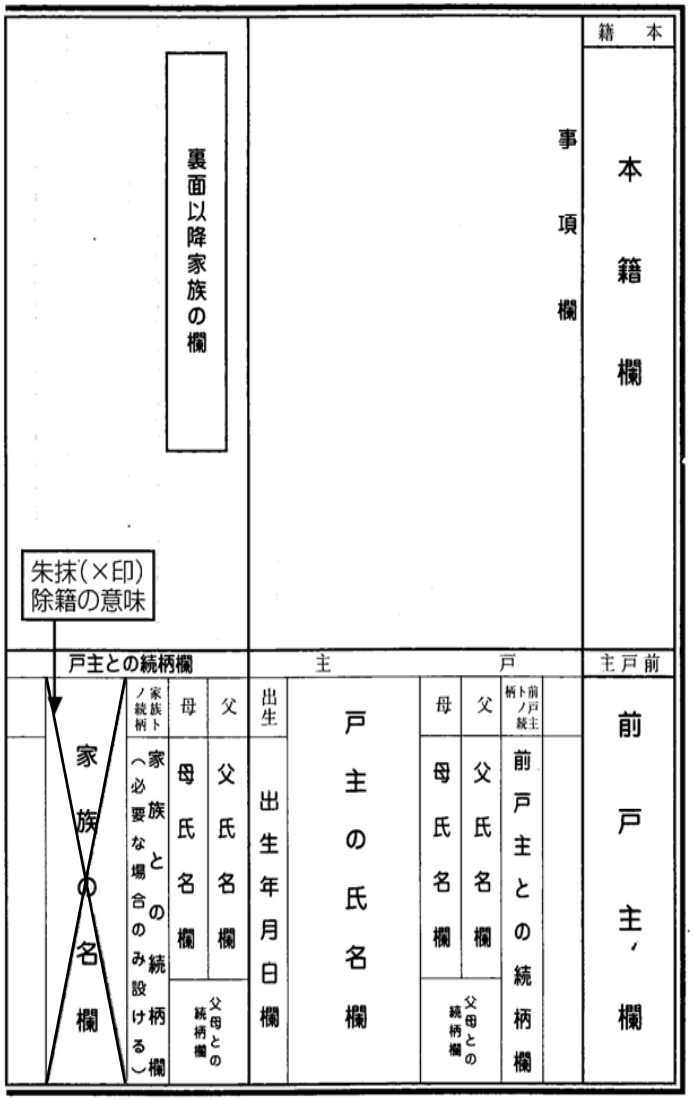

図１０

改製原戸籍

平成六年法務省令五十一号附則第二条第一項による改製につき平成九年十月十一日消除

現行戸籍

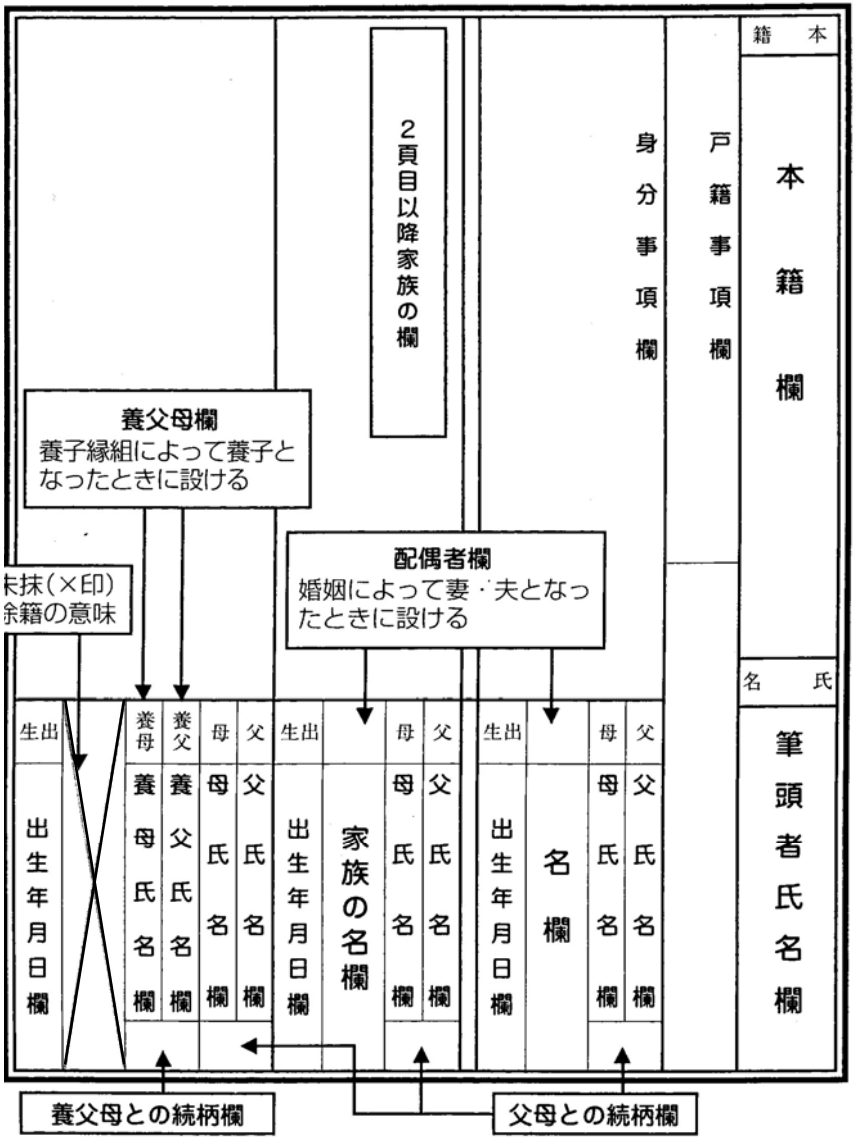

コンピュータ化された現行戸籍の例

図11

（2の1）　全部事項証明

本　籍 氏　名	東京都港区虎ノ門三丁目１番地 日本　一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成９年10月11日 【改製事由】平成６年法務省令第51号附則第２条第１項による改製
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】大正９年10月30日　【配偶者区分】夫 【父】日本太郎 【母】日本花子 【続柄】長男
身分事項 出　生	【出生日】大正９年10月30日 【出生地】東京都港区 【届出日】大正９年11月３日 【届出人】父
婚　姻	【婚姻日】昭和40年３月６日 【配偶者氏名】乙野今日子 【従前戸籍】東京都港区虎ノ門三丁目１番地　日本太郎
戸籍に記載されている者	【名】今日子 【生年月日】昭和10年１月８日　【配偶者区分】妻 【父】乙野孝太郎 【母】乙野春子 【続柄】長女

発行番号 000001　　以下次頁

（2の2）　全部事項証明

身分事項 出　生	【出生日】昭和10年１月８日 【出生地】東京都中央区 【届出日】昭和10年１月８日 【届出人】父
婚　姻	【婚姻日】昭和40年３月６日 【配偶者氏名】日本一郎 【従前戸籍】東京都中央区銀座七丁目１番地　乙野孝太郎
戸籍に記載されている者	【名】始 【生年月日】昭和42年11月２日 【父】日本一郎 【母】日本今日子 【続柄】長男
身分事項 出　生	【出生日】昭和42年11月２日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和42年11月10日 【届出人】父
	以下余白

発行番号 000001
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。　令和　年　月　日

図12

〈改製前〉

改製原戸籍

本籍	京都市下京区烏丸松原上ル花ノ木町七百番地
前主	小川京太
主戸	小川京一
出生	明治参拾四年五月拾日
前戸主トノ続柄	亡小川京太 長男
父	亡小川京太
母	銀
長男	

明治参拾四年五月拾日出生届出同日受付㊞
大正九年六月七日前戸主京太死亡ニ因リ家督相続届出同年七月壱日受付㊞
平野ハナト婚姻届出昭和弐年四月五日受付㊞
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年四月弐日本戸籍改製㊞❶
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾六年六月拾五日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除㊞❷

母	銀	父	亡鳥羽泉太
		母	亡 マツ
		二女	
出生	明治拾五年参月参日		

（婚姻事項省略）
昭和弐拾四年弐月拾日本籍で死亡同居の親族小川京一届出
同月拾壱日受付除籍㊞

妻	ハナ	父	平野文治
		母	トシ
		長女	
出生	明治参拾八年六月四日		

大阪市中央区淡路町参番地戸主平野文治長女昭和弐年四月五日小川京一ト婚姻届出同日入籍㊞

長男	銀一	父	小川京一
		母	ハナ
		長男	
出生	昭和五年壱月八日		

（出生事項省略）

図１３

〈改製後〉

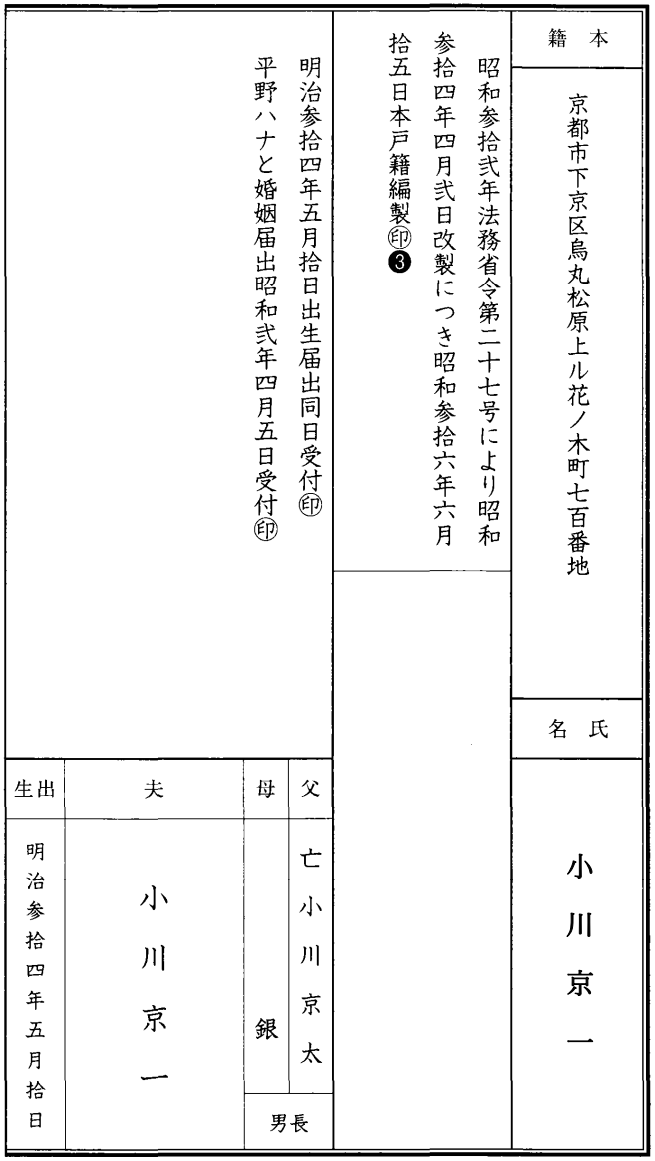
本籍
京都市下京区烏丸松原上ル花ノ木町七百番地
名氏
小川京一
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年四月弐日改製につき昭和参拾六年六月拾五日本戸籍編製印❸
明治参拾四年五月拾日出生届出同日受付印
平野ハナと婚姻届出昭和弐年四月五日受付印
父 亡小川京太
母 銀
男長
出生 明治参拾四年五月拾日
夫 小川京一

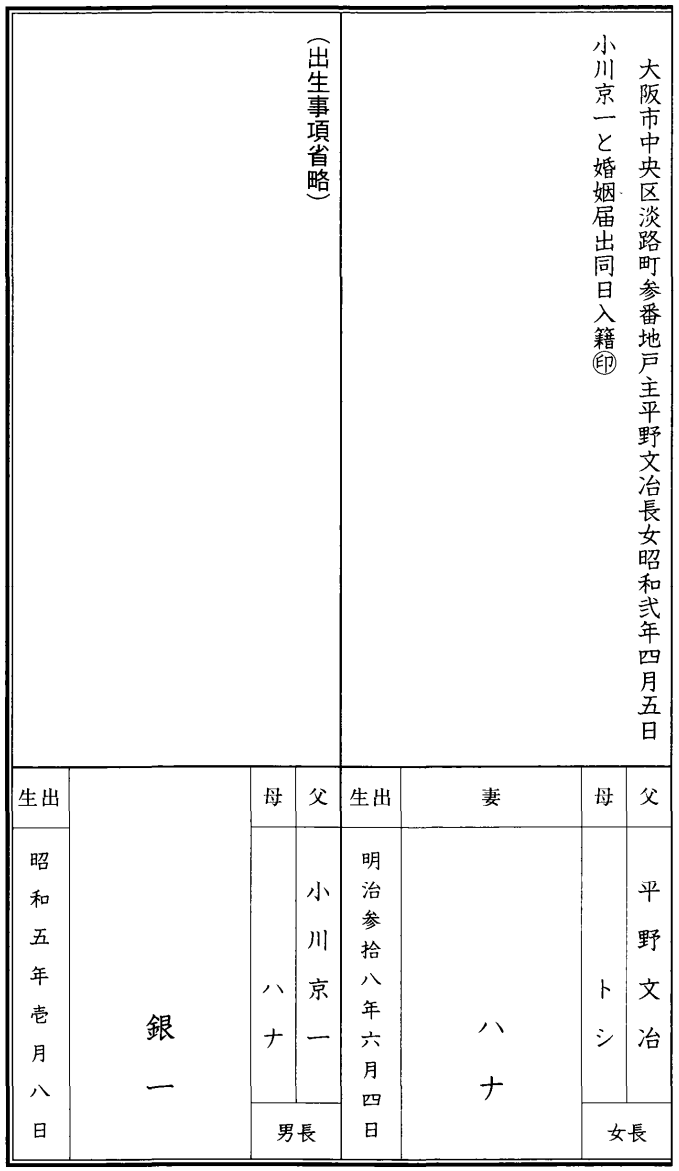
大阪市中央区淡路町参番地戸主平野文治長女昭和弐年四月五日小川京一と婚姻届出同日入籍印
（出生事項省略）
父 平野文治
母 トシ
女長
出生 明治参拾八年六月四日
妻 ハナ
父 小川京一
母 ハナ
男長
出生 昭和五年壱月八日
銀一

図１４-１

〈改製前〉

改製原戸籍

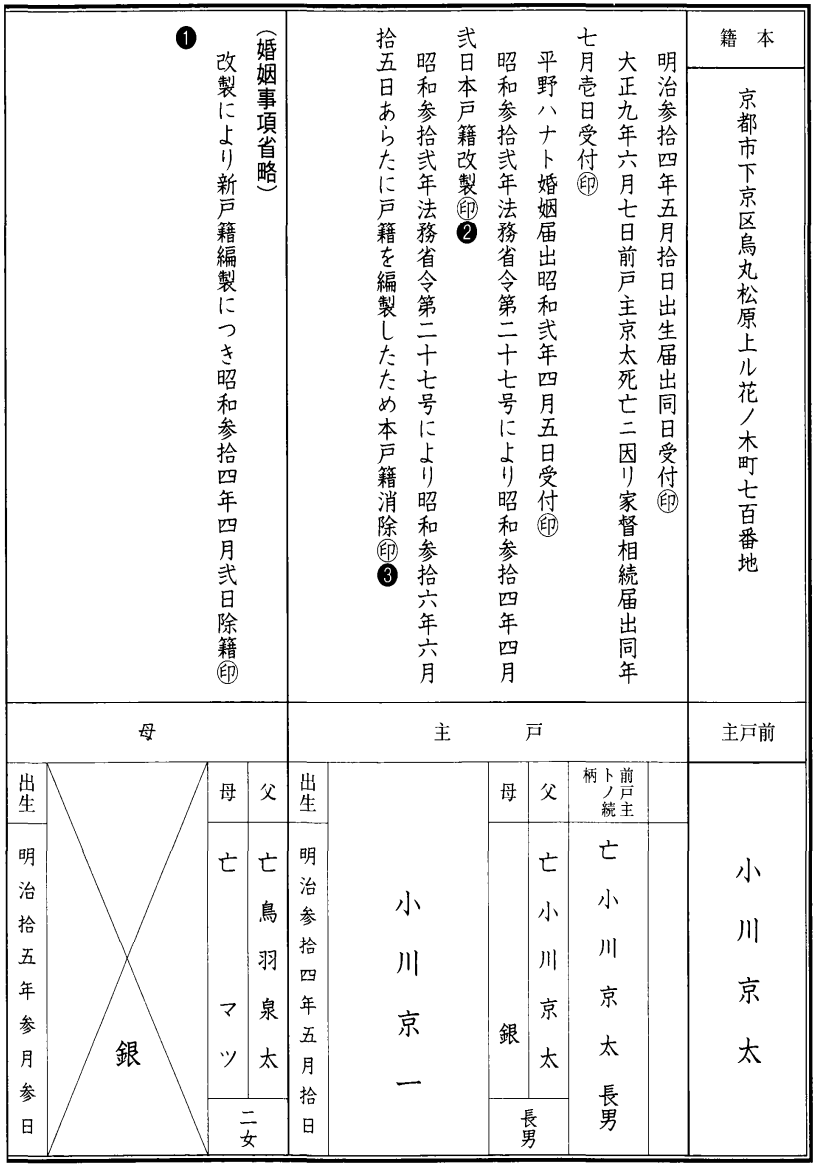

図１４-２

〈改製後〉

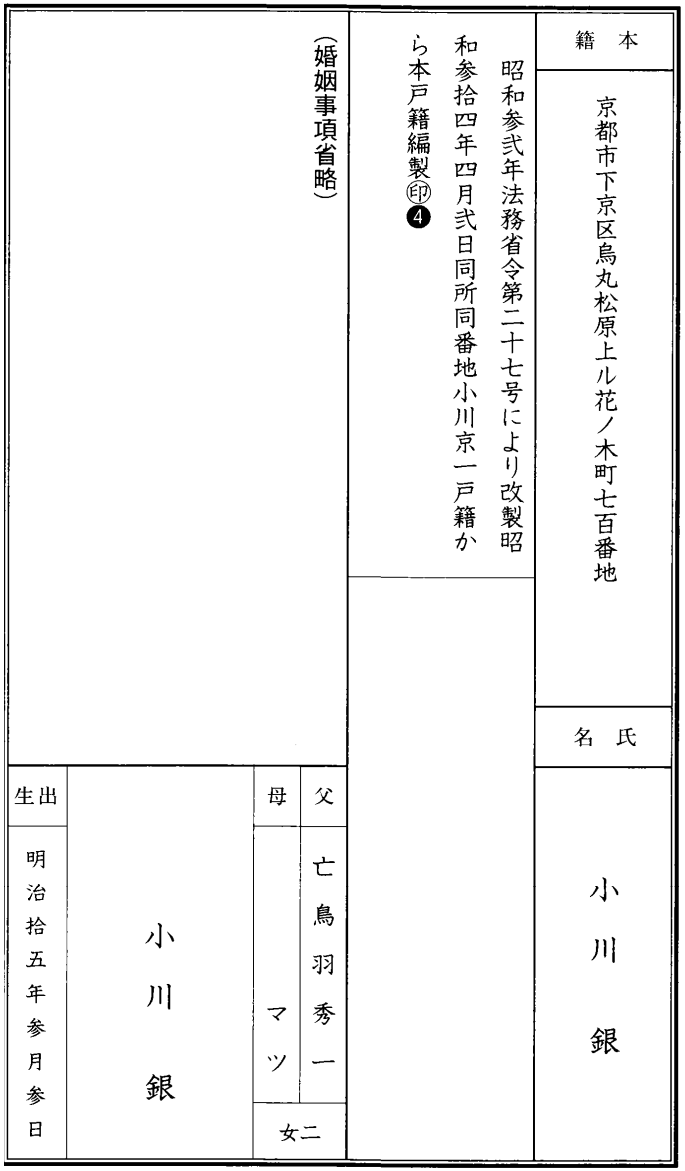

図15

〈簡易改製のイメージ〉

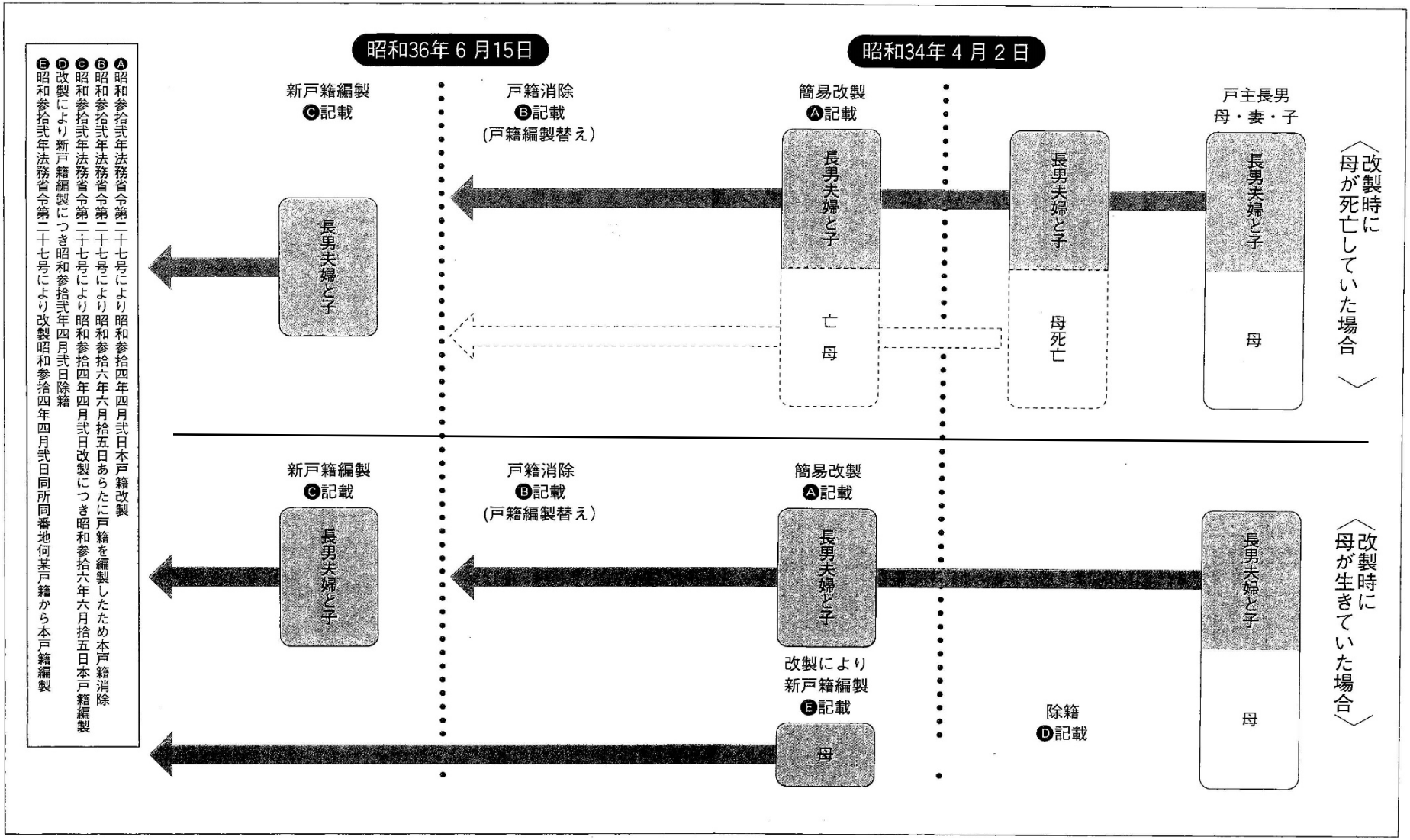

図１６-１

申立書を提出する裁判所（未成年者の住所地の家庭裁判所）

作成年月日

受付印

収入印紙　円

予納郵便切手　円

特別代理人選任申立書

（この欄に収入印紙800円分を貼ってください。）

印紙

（貼った印紙に押印しないでください。）

準口頭

関連事件番号　平成・令和　年（家　）第　号

○○家庭裁判所 御中

令和○年○月○日

申立人の記名押印　甲野花子 ㊞

添付書類
（同じ書類は１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。）
☑未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）　☑親権者又は未成年後見人の戸籍謄本（全部事項証明書）
☑特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票　☑利益相反に関する資料（遺産分割協議書案，契約書案等）
□（利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料
□

申立人	住所	〒○○○－○○○○　電話　○○（○○○○）○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号○○アパート○号（　方）
	フリガナ 氏名	コウノ ハナコ　甲野花子　（昭和）平成 令和 ○年○月○日生（○○歳）　職業　なし
	フリガナ 氏名	昭和 平成 令和　年　月　日生（　歳）　職業
	未成年者との関係	※ 1 父母　2 父　③ 母　4 後見人　5 利害関係人
未成年者	本籍（国籍）	都道府県 ○○市○○町○番地
	住所	〒　－　電話　（　） 申立人の住所と同じ（　方）
	フリガナ 氏名	コウノ ジロウ　甲野次郎　（平成）令和 ○年○月○日生（○○歳）
	職業又は在校名	○○中学校

（注）太枠の中だけ記入してください。　※の部分は，当てはまる番号を○で囲んでください。

平日の日中に連絡のつく番号を記入してください（携帯電話でも構いません。）。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

図１６-２

申立ての趣旨
特別代理人の選任を求める。

申立ての理由

利益相反する者	利益相反行為の内容
※ ① 親権者と未成年者との間で利益が相反する。 2 同一親権に服する他の子と未成年者との間で利益が相反する。 3 後見人と未成年者との間で利益が相反する。 4 その他（　）	※ ①被相続人亡 甲野太郎 の遺産を分割するため 2 被相続人亡 の相続を放棄するため 3 身分関係存否確定の調停・訴訟の申立てをするため 4 未成年者の所有する物件に 1 抵当権 2 根抵当権 を設定するため 5 その他（　） （その詳細） 申立人の夫、未成年者の父である被相続人乙太郎の遺産につき、遺産分割の協議をするため。

1～3に該当しないときはここに簡単に記入してください。

1～4に該当しないときはここに簡単に記入してください。

特別代理人の選任が必要な事情を分かりやすく記入してください。

特別代理人候補者	住所	〒○○○－○○○○　電話　○○（○○○○）○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号（○○○○方）
	フリガナ 氏名	オツノ サブロウ　乙野三郎　（昭和）平成 ○年○月○日生（○○歳）　職業　会社員
	未成年者との関係	母方の叔父

（注）太枠の中だけ記入してください。　※の部分については，当てはまる番号を○で囲み，利益相反する者欄の４及び利益相反行為の内容欄の５を選んだ場合には，（　）内に具体的に記入してください。

当該利益相反行為について利害関係がない人で，特別代理人として適当と思われる方を記入してください。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

図１７

署名(および拇印)証明申請書

在 ニューヨーク 日本国総領事 殿　　２０〇〇年 〇月 〇日

以下の目的のため私の署名および拇印に相違ないことを証明してください。
●証明形式(「形式１」か「形式２」を〇印で囲ってください。)

「形式 1」	「形式 2」
貼付の署名証明	**単独の署名証明**
署名をする必要のある書類に、申請人が署名したことを証明する形式です。お手持ちの書類に、大使館(総領事館)の証明が貼付されます。	市区町村役場で発行される印鑑証明のように申請人の署名および拇印であることを、一枚の証明書として発行します。
必要部数:「形式 1」 X 通,「形式 2」 X 通, 合 計 XX 通	

申請人氏名	(※読みやすい字体で原則として戸籍上の氏名を記入してください。) **証 明 花 子**		
アルファベット	**Hanako SHOMEI**		
生年月日 (大・明 / 昭・平)	45 年 4 月 6 日	日本旅券番号	MA0000000
現住所	299 Park Avenue, New York , NY 10171, U.S.A		
外国語:			
私は、日本の住民登録を、	[抹消しています。]	[~~抹消していません。~~]	
住民登録市区町村役場名:	(都・道 / 府・県) (郡) (市・区 / 町・村)	抹消していない場合	
使用目的	(遺産分割協議書への署名、不動産登記、車の名義変更、銀行ローン等) **不動産登記**		
提出先	(〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行、司法書士、行政書士等) **XXXX法務局**		
日本の住民登録(印鑑登録)を抹消していない方の場合、提出先関係機関が、日本国大使館(総領事館)の証明を要求していますか?		有	~~無~~
連絡先	(自宅・勤務先・携帯) 212－3XX－XXXX		
備 考			

申請人署名　XXXXXXX

図１８

印鑑証明交付申請書

在香港総領事 殿

２０〇〇年 〇月 〇日

私は下記とおり登録印鑑の印影の証明書を(2 通)申請します。

登録印の印影
花子

フリガナ	ガイム ハナコ		
申請者氏名	外務 花子 印 注:戸籍の氏名綴り		
生年月日	西暦1965年 1月 1日	性別	男・女
現住所 (日本語表記)	香港中環康楽広場8号交易広場第一座46楼1室		
電話番号	1234－5678		
日本旅券番号	TZ1234567		
使用目的	(例:不動産登記、車の名義変更等) 遺産分割に係る不動産登記		
提出先	(例:〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行等) さいたま地方法務局		
〔備考欄〕			

〔公館契印欄〕

第 X09- 号	第 X09- 号	第 号	第 号
公	公		

形式１　**図１９**

在留証明願

２０〇〇年　〇月　〇日

在ニューヨーク日本国総領事　殿

申請者氏名 証明書を 使う人	外務 太郎	生年 月日	（明・大） （昭）・平　35年 3月 22日
来訪者氏名 （※１）		申請者との関係 （※１）	
申請者の 本籍地 （※２）	東京　（都）・道 府・県	千代田区霞が関2丁目2番地 （市区郡以下を記入してください。※２）	
提出理由	不動産登録手続	提出先	東京法務局

私（申請者）が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

現住所	日本語：	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク街299番地
	外国語：	299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
上記の場所に住所（又は居所）を定めた年月日（※２）	（平成・昭和）　年　月	

この欄は記入しないで下さい。

（※１）申請者と同じときは記入不要です。
（※２）申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第 BQ －　　号

上記申請者の在留の事実を証明します。

２０〇〇年　〇月　〇　　在ニューヨーク日本国総領事館
総領事　西宮 伸一

（手数料：　　）

図２０-１

申立書を提出する裁判所

作成年月日

受付印

貼用収入印紙　円
予納郵便切手　円
予納収入印紙　円

後見開始申立書

（注意）登記手数料としての収入印紙は，貼らずにそのまま提出してください。　印
この欄に申立手数料としての収入印紙800円分を貼ってください（貼った印紙に押印しないでください）。

準口頭　　関連事件番号　平成・令和　年（家　）第　号

〇〇家庭裁判所　御中
令和 〇年 〇月 〇日

申立人の記名押印　甲野 花子　㊞

添付書類
（同じ書類は１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。）
☑本人の戸籍謄本（全部事項証明書）　☑本人の住民票又は戸籍附票
☑本人の登記されていないことの証明書　☑本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの）
☑本人の財産に関する資料　☑成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票
☐

申立人	住所	〒〇〇〇－〇〇〇〇　電話　〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号　（　方）	
	フリガナ 氏名	コウノ ハナコ 甲野 花子	大正 （昭和） 平成　〇年 〇月 〇日生 （〇〇歳）
	職業	公務員	
	本人との関係	※ 1 本人 （2）配偶者 3 四親等内の親族（　） 4 未成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 市区町村長 9 その他（　）	
本人	本籍（国籍）	〇〇 都道府県（県）〇〇市〇〇町 〇番地	
	住所	〒〇〇〇－〇〇〇〇　電話　（　） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇病院（　方）	
	フリガナ 氏名	コウノ タロウ 甲野 太郎	明治 大正 （昭和） 平成　〇年 〇月 〇日生 （〇〇歳）
	職業	無，職	

（注）太枠の中だけ記入してください。　※の部分は当てはまる番号を〇で囲み，３又は９を選んだ場合には，（　）内に具体的に記入してください。

平日の日中に連絡のつく番号を記入してください（携帯電話でも構いません。）。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

成年後見人を付する必要がある方について記入してください。

図２０-２

この申立てをするに至ったいきさつや事情を分かりやすく記入してください。

申立ての趣旨
本人について後見を開始するとの審判を求める。

申立ての理由

（申立ての動機，本人の生活状況などを具体的に記入してください。）

本人は，２年程前から認知症で○○病院に入院しているが，その症状は回復の見込みがなく，日常的に必要な買物も一人ではできない状態である。昨年１１月に本人の兄が亡くなり遺産分割の必要が生じたことから本件を申し立てた。申立人も病気がちなので，成年後見人には，健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任してもらいたい。

成年後見人候補者（適当な人がいる場合に記載してください。）	（いずれかを○で囲んでください。）1. 申立人と同じ（右欄の記載は不要） 2. 申立人以外（右欄に記載）	住所	〒○○○－○○○○ 電話 ○○（○○○○）○○○○ 申立人の住所と同じ （　方）		
		フリガナ 氏名	コウノ ナツオ 甲野 夏男	大正 昭和 平成 ○年 ○月 ○日生（○○歳）	
		職業	会社員	本人との関係	長男
		勤務先	電話 ○○（○○○○）○○○○ ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 ○○株式会社		

（注） 太枠の中だけ記入してください。

法人の場合には，商業登記簿上の名称又は商号，代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

図２１-１

受付印	家事審判申立書　事件名（ 不在者財産管理人選任 ）
収入印紙　円 予納郵便切手　円 予納収入印紙　円	（この欄に申立手数料として１件について８００円分の収入印紙を貼ってください。） 印紙 （貼った印紙に押印しないでください。） （注意）登記手数料としての収入印紙を納付する場合は，登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。

準口頭		関連事件番号　平成・令和　年（家　）第　号

○○家庭裁判所 御中 令和 ○年 ○月 ○日	申立人（又は法定代理人など）の記名押印	甲野一郎 ㊞

添付書類	

申立人	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） 都道府県
	住所	〒○○○－○○○○ 電話 ○○○（○○○）○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号 （　方）
	連絡先	〒－ 電話 （　） （注：住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。） （　方）
	フリガナ 氏名	コウノ イチロウ 甲野 一郎 昭和 平成 令和 ○年 ○月 ○日生（○○歳）
	職業	会社員
※ 不在者	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） ○○ 都道府県（県） ○○市○○町○丁目○番地
	最後の住所	〒○○○－○○○○ 電話 （　） ○○県○○市○○町○丁目○番○号○○コーポ○○○号室 （　方）
	連絡先	〒－ 電話 （　） （　方）
	フリガナ 氏名	コウノ ジロウ 甲野 二郎 昭和 平成 令和 ○年 ○月 ○日生（○○歳）
	職業	無職

（注） 太枠の中だけ記入してください。
※の部分は，申立人，法定代理人，成年被後見人となるべき者，不在者，共同相続人，被相続人等の区別を記入してください。
別表第一（１/２）

図２１-２

申　立　て　の　趣　旨
不在者の財産管理人を選任するとの審判を求めます。

申　立　て　の　理　由
1　申立人は，不在者の兄です。
2　不在者は，平成〇年〇月〇日職を求めて大阪方面へ出かけて以来音信が途絶えたため，親戚，友人等に照会をしてその行方を探しましたが，今日までその所在は判明しません。
3　令和〇年〇月〇日に不在者の父太郎が死亡し，別紙財産目録記載の不動産等につき不在者がその共有持分（６分の１）を取得しました。また，不在者に負債はなく，その他の財産は別紙目録のとおりです。
4　このたび，亡太郎の共同相続人間で遺産分割協議をすることになりましたが，不在者は財産管理人を置いていないため，分割協議ができないので，申立ての趣旨のとおりの審判を求めます。 なお，財産管理人として，不在者の叔父（亡太郎の弟）である次の者を選任することを希望します。
住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 （電話番号　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇） 氏名　甲　野　五　郎（昭和〇年〇月〇日生　職業　会社員）

図２１-３

（別紙）

財　産　目　録

【土　地】

番号	所在	地番	地目	地積	備考
1	〇〇市〇〇町〇丁目	番 〇　〇	宅地	平方メートル １５０　００	甲野太郎名義 建物１の敷地 不在者の相続分６分の１ 評価額 〇〇〇万円

財　産　目　録

【建　物】

番号	所在	家屋番号	種類	構造	床面積	備考
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇番〇	居宅	木造瓦葺平家建	平方メートル ９０　００	甲野太郎名義 土地１上の建物 不在者の相続分６分の１ 評価額 〇〇〇万円

財　産　目　録

【現金，預・貯金，株式等】

番号	品目	単位	数量（金額）	備考
1	〇〇銀行定期預金 （番号〇〇〇－〇〇〇〇）		３，１０４，０００円	甲野太郎名義 不在者の相続分６分の１ 申立人保管
2	〇〇銀行普通預金 （番号〇〇〇－〇〇〇〇）		８００，１２３円	甲野太郎名義 不在者の相続分６分の１ 申立人保管
3	〇〇株式会社　株式	50 円	８，０００株	甲野太郎名義 不在者の相続分６分の１ 申立人保管
4	現金		４，５００円	不在者が残置していったもの 申立人保管

図２２-１

受付印	家事審判申立書　事件名（ 不在者財産管理人の権限外行為許可 ）
収入印紙　円 予納郵便切手　円 予納収入印紙　円	（その欄に申立手数料として１件について８００円分の収入印紙を貼ってください。） 印紙 （貼った印紙に押印しないでください。） （注意）登記手数料としての収入印紙を納付する場合は，登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。

準口頭		関連事件番号　平成・令和　　年（家　　）第　　号

○○家庭裁判所 御中 令和○年○月○日	申立人（又は法定代理人など）の記名押印	甲野一郎　印

添付書類	※　必要な添付書類を提出していただきます。

申立人	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） 都道府県
	住所	〒 ○○○－○○○○　電話 ○○○（○○○）○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号 （　方）
	連絡先	〒　－　電話　（　） （注：住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。） （　方）
	フリガナ 氏名	コウノ　イチロウ 甲野　一郎 昭和・平成・令和　○年○月○日生（○○歳）
	職業	会社員
※不在者	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） 都道府県
	最後の住所	〒 ○○○－○○○○　電話　（　） ○○県○○市○○町○丁目○番○号○○コーポ○○○号室 （　方）
	連絡先	〒　－　電話　（　） （　方）
	フリガナ 氏名	コウノ　ジロウ 甲野　二郎 昭和・平成・令和　○年○月○日生（○○歳）
	職業	無職

（注）　太枠の中だけ記入してください。
※の部分は，申立人，法定代理人，成年被後見人となるべき者，不在者，共同相続人，被相続人等の区別を記入してください。
別表第一（ 1/ 2 ）

図２２-２

申立ての趣旨
財産管理人である申立人が，不在者甲野二郎所有の別紙物件目録記載の不動産を，○○県○市町○番○号株式会社○○不動産に対して，別紙売買契約書（案）のとおり売却することを許可する旨の審判を求めます。

申立ての理由
1　申立人は，不在者甲野二郎の財産管理人です。
2　不在者甲野二郎は，別紙物件目録記載の不動産を所有しているものの，他にめぼしい財産はなく，公租公課の支払に窮している状態です。また，当該不動産には，現在誰も住んでおらず，朽ち果てており，賃貸により収益を得ることも期待できません。
3　そこで，別紙物件目録記載の不動産を売却し，公租公課の負担を無くしたいと考えております。
4　よって，申立ての趣旨のとおりの審判を求めます。

別表第一（ 2 /2 ）

図２２-３

物　件　目　録

【土　地】

番号	所　在	地　番	地　目	地　積	備　考
1	○○市○○町○丁目	○番○	宅地	平方メートル 150　00	

物　件　目　録

【建　物】

番号	所　在	家屋番号	種　類	構　造	床面積	備　考
1	○○市○○町○丁目○番地	○番○	居宅	木造瓦葺平家建	平方メートル 90　00	

※　この記載例によった場合，このほかに，別紙として売買契約書（案）を添付する必要があります。

図２３-１

受付印	家事審判申立書　事件名（　失踪宣告　）
収入印紙　円 予納郵便切手　円 予納収入印紙　円	（~~この欄に申立手数料として１件について８００円分の収入印紙を貼ってください。~~） 印紙 （貼った印紙に押印しないでください。） （注意）登記手数料としての収入印紙を納付する場合は，登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。

準口頭		関連事件番号　平成・令和　年（家　）第　号

○○家庭裁判所 御中 令和○年○月○日	申立人 （又は法定代理人など） の記名押印	甲野春子　印

添付書類	

申立人	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） 都道府県
	住所	〒○○○－○○○○　電話　○○○（○○○）○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号 （　方）
	連絡先	〒　－　電話　（　） （注：住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。） （　方）
	フリガナ 氏名	コウノ　ハルコ 甲野　春子 昭和・平成・令和　○年○月○日生（○○歳）
	職業	会社員
※不在者	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） ○○都道府県（県）　○○市○○町○丁目○番地
	最後の住所	〒　－　電話　（　） 申立人の住所と同じ （　方）
	連絡先	〒　－　電話　（　） （　方）
	フリガナ 氏名	コウノ　イチロウ 甲野　一郎 昭和・平成・令和　○年○月○日生（○○歳）
	職業	会社員

(注)　太枠の中だけ記入してください。
※の部分は，申立人，法定代理人，成年被後見人となるべき者，不在者，共同相続人，被相続人等の区別を記入してください。
別表第一（1/2）

図２３-２

申　立　て　の　趣　旨
不在者に対し失踪宣告をするとの審判を求める。

申　立　て　の　理　由
1　申立人は，不在者の妻です。
2　不在者は，平成○年○月○日朝平常どおり出勤し，同日夜８時ころ社用で帰宅が遅れる旨の電
話連絡はありましたが，帰宅しませんでした。
申立人は，警察に捜索願いをするとともに，親戚，知人，友人に照会して不在者の行方を捜し
ましたが，その所在は今日まで判明しません。
3　不在者が行方不明となって８年以上も経過し，その生死が不明であり，また，不在者が申立人
の下に帰来する見込みもありませんので，申立ての趣旨のとおりの審判を求めます。

別表第一（２/２）

参考資料

戸籍法の一部を改正する法律の概要

（令和元年5月24日成立，同月31日公布）　　法務省民事局

「戸籍」とは

○　戸籍法（昭和22年法律第224号）は，「国民各人の身分関係を公証（※）する公正証書」である戸籍に関する制度（戸籍制度）について定める法律である。
※　公証とは，特定の事実又は法律関係の存在を証明する行政行為を指す。

○　昭和22年に民法が全面改正され，封建的な家制度を前提とした制度から，個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく制度に改められた（戸主とその家族ごとに作成されていたが，夫婦とその子の単位で作成されることとなった。）。

○　平成6年の法改正により，コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うこととなった。

○　平成19年の法改正により，戸籍の公開制度の在り方が見直され，他人の戸籍謄本等の請求が制限されるようになった。

○　平成25年に戸籍副本データ管理システム（※）を導入し，法務省において戸籍の副本を管理することとなった。（※平成25年に東日本大震災での被災を契機に構築）

・　現在，**1896市区町村のうち1895市区町村**が戸籍事務をコンピュータシステムにより取り扱っている。令和２年９月に全国の全ての自治体でコンピュータ化を終えた。



経緯

平成26年　6月 「日本再興戦略2014」（戸籍…… などの公共性の高い分野を中心に……
　　マイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。） その後も同旨の記載
平成26年10月～平成29年8月　戸籍制度に関する研究会等における検討
平成29年　9月～平成31年2月　法務大臣から法制審議会へ諮問，答申
平成30年　6月「未来投資戦略2018」（戸籍事務……について，マイナンバー制度の利活用
　　の在り方等の検討結果を踏まえ，結論を得る。……次期通常国会への提出を目指す。）

現状及び主な課題

各市区町村のコンピュータ・システムがネットワーク化されていない。

① 社会保障手続において，身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
② 本籍地以外の各市区町村で戸籍の届出をする際に，身分関係の確認のために
　戸籍謄抄本の添付が必要。
③ 戸籍謄抄本の請求は本籍地市区町村に限られる。

対応策

既存の戸籍副本データ管理システムを活用・発展させて新システムを構築し，データの提供を可能とする。

１　令和元年６月２０日施行分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して２０日を経過した日）

①市町村長及び管轄法務局長等の届出に関する調査権（次図参照）

→既存の実務を踏まえて確認的に規定（調査権の行使については、これまで行うことのできた範囲にとどまり、**その範囲が拡大されるものではない**）

① 戸籍の記載の真実性を担保するため，市区町村長及び管轄法務局長等は，届出の審査に当たって必要な場合，届出の当事者本人その他の関係者に対し，質問し，又は必要な書類を求めることができるものとする。

新法3，27の3



１　令和元年６月２０日施行分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して２０日を経過した日）

②戸籍の副本を法務大臣（改正前は管轄法務局長等）が保存する旨の規定
→戸籍副本データ管理システムにより副本を全国管理している実態を反映

③戸籍やシステムに関する個人情報保護や秘密保持に関する規定の創設
→アクセス可能な戸籍の情報が拡大することに伴い、情報漏洩や不正参照を防止するための規定を置いたもの

④家庭裁判所の許可による戸籍訂正に関する規定の趣旨の明確化
→家庭裁判所の訂正許可審判による戸籍訂正の対象から人事訴訟手続によって是正すべき事項**（婚姻・離婚の無効等）を除外**

⑤その他字句・概念の整理
※戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第１７号、令和元年５月３１日公布）

2　令和２年５月１日施行分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）

①戸籍訂正手続の見直し

→既存の実務を踏まえ、

（１）家庭裁判所の訂正許可審判による場合

（２）管轄法務局長等の許可を得て市区町村長が職権で訂正する場合

（３）市区町村長限りで、職権で訂正する場合を再整理



2　令和２年５月１日施行分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）

②死亡届の届出資格者の拡大

→任意後見人に加え、**任意後見契約の受任者**にも届出資格を付与

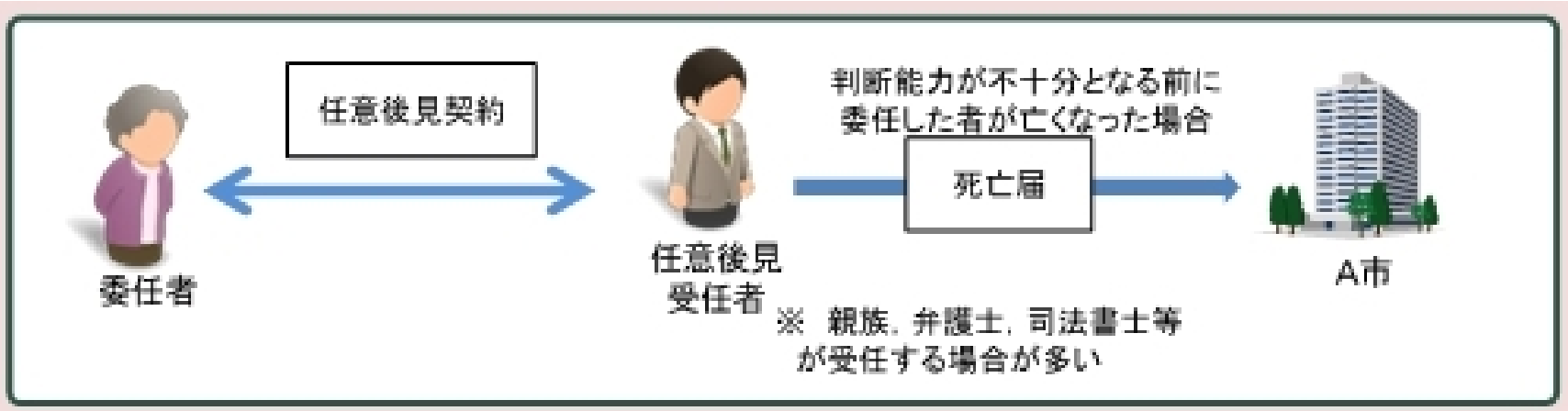

○　戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和２年政令第４７号）が令和２年３月１８日に、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務省令第３２号）が令和２年４月３日に公布

○　「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」（令和２年４月３日付け民一第５４４号民事局長通達）を発出

３　令和５年度中施行予定分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）

①マイナンバー制度の下での社会保障関係行政機関への戸籍関係情報の提供
→社会保障手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とするもの（提供する情報は、戸籍に基づき作成された親子関係、夫婦関係等を表す記号）

②戸籍の届出の審査における他の市区町村の戸籍情報の参照
→戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略を可能とするとともに、届出の審査のため市区町村への電話照会によらず、戸籍情報の参照を可能とするもの

③本籍地以外での戸籍謄抄本の発行【実務上非常に重要】
→戸籍に記載された本人等（本人、配偶者、直系尊属、直系卑属）につき、全国いずれの市区町村の窓口でも戸籍謄抄本の請求を可能とするもの（郵送・代理請求は不可。コンピュータ化前の紙の除籍・改製原戸籍であっても画像データ化しているものも請求可）

３　令和５年度中施行予定分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）

④戸籍電子証明書の発行
→旅券等の（オンライン）申請で使用可能な新たな戸籍の証明方法を提供（下図参照）

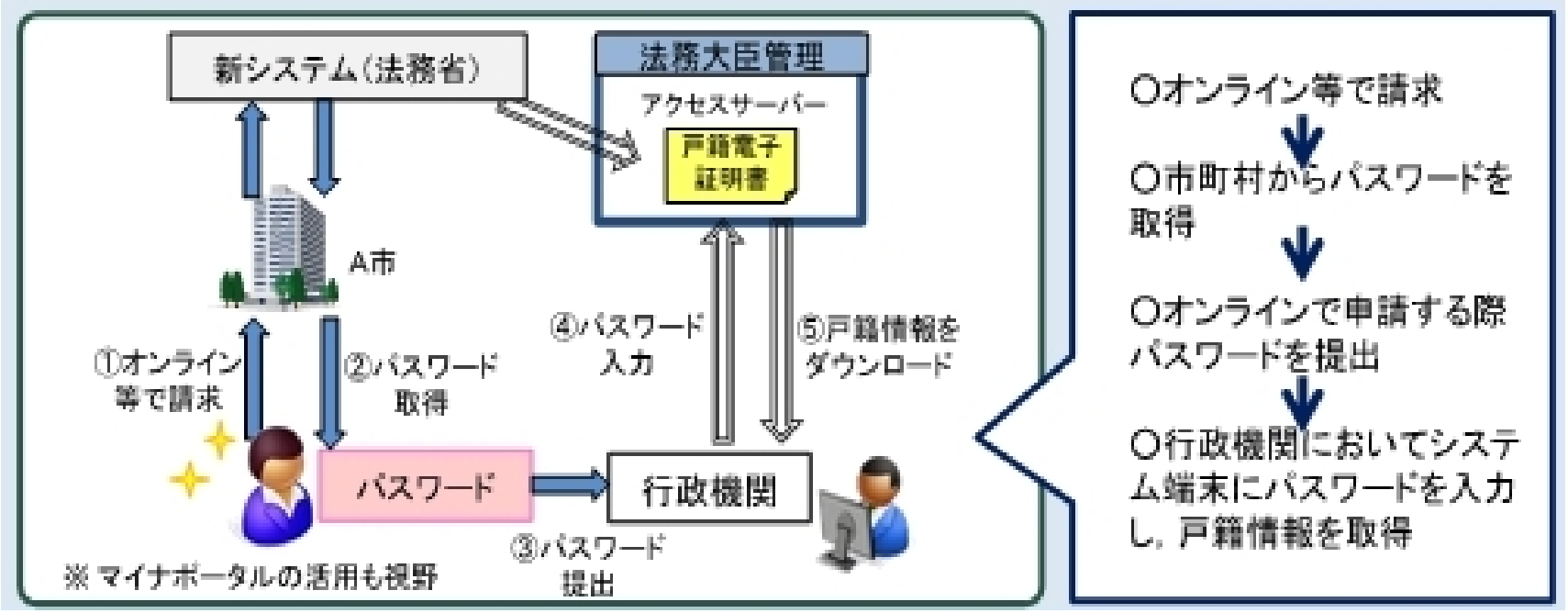

３　令和５年度中施行予定分

（公布の日（令和元年５月３１日）から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）

⑤届書等情報の連携

→届書を受理した市区町村は、届書等を電子化して法務省の戸籍情報連携システムに送信（本籍地市区町村への届書送付は不要）。
本籍地市区町村は、戸籍情報連携システムの情報を参照して戸籍に記載。
届書等情報の閲覧等は届出を受理した市区町村・戸籍の記載をした市区町村に請求可。